

2024年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－ 中南米編 －

(2023 年 11 月～2024 年 2 月実施)

2024 年 10 月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

5. 中南米地域

アルゼンチン	1	バルバドス	12
エクアドル	3	ブラジル	13
コロンビア	4	ベネズエラ	30
セントクリストファー・ネービス	7	* ペルー	31
セントビンセント及びグレナディーン諸島	8	ボリビア	32
* チリ	9	* メキシコ	33
パナマ	11		

(注) *印は、APEC 諸国・地域

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	債権等回収の遅延	・回収期限は、出船日を基準に設定しているが、現地での輸入時における税関許可に時間がかかること、並びに現地での支払依頼に対する銀行での決済に時間がかかることから、債権回収が遅延している。 上記債権回収の遅延に対して遅延利息を請求しているが、現地での遅延利息の支払時における銀行確認にも時間がかかり、こちらの回収も遅延している。	継続	・外貨規制の緩和及び現地銀行での決済早期化を求める。	
2	日機輸	債権等回収の遅延	・アルゼンチンが輸入した特定の貨物の支払いに関しては、新制度の導入によって支払い可能日がこれまでの輸入通関から180日経過後の支払いから、輸入通関から30暦日後、60暦日後、90暦日後、120暦日後にそれぞれ25%ずつ分割して支払いができるようになり、改善の兆しが見られる。しかしながら、新制度の導入前に通関された貨物の輸入代金の支払いは中央銀行の事前承認が必要であることもあり、債権回収の遅延は解消されていない。	継続	・輸入代金規制の緩和を求める。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	輸入通関手続の長期化	・日本からの輸出品をアルゼンチンで輸入する際、税関の許可に時間がかかっている。港に製品が滞ること、客先への納品遅延などビジネスに影響が出ている。	継続	・入港後、スムーズに輸入時の税関許可がおりることを望む。	
4. 為替管理・金融						
1	日機輸	海外送金規制	・技術支援契約等に基づくランニングロイヤルティ・支援工数等の親会社への支払いに対し長期にわたり送金許可を得られないことに加え、昨今は輸入代金の支払についても円滑に送金許可が得られない状況。同国現地法人が黒字決算に関わらず、親会社が同国現地法人に対して長期滞留債権を抱えている。 通常の資金決済、資金管理を行えないことが、今後同国での事業拡大の障害になることを懸念している。	新規	・実態ある取引に対する対価支払については迅速に送金許可を出すよう、働きかけをお願いしたい。	
2	日機輸	海外送金規制	・国外への利益・配当金の送金には中銀の事前承認が必要。一定の条件を満たせば中銀の事前承認は不要だが、実態としては、国外への利益・配当金の送金は困難である。債務の元本および利子の支払いにも中銀の事前承認の取得が必要だが、実態として債務の元本の部分の送金は困難である。	変更	・配当金の支払自由化を要望して頂きたい。	・ Comunicación A6770
3	日機輸	輸入外貨送金許可の遅延	・輸入取引の監視システムであるアルゼンチン共和国輸入システム（SIRA）を通じ輸入通関許可、外貨輸入代金決済（送金）許可を発行していた。今般、大統領令により、同システムから新システムに置き換えられ、原則自由化の方向となったものの、実態としてはいまだに外貨送金決済許可が降りていない。これにより、多くの産業で製品や部品の輸入が滞り、亜国国内の経済活動に支障が出ている。	継続	・輸入通関・輸入決済代金の手続き遅延は亜国の外貨準備金減少を遅延させる対処療法としかならない。この状況が続けば、輸入製品・輸入部品の不足から工場の稼働率低下による人員削減や販売低下により亜国経済へのダメージが多い。長期的展望に立ち、輸出入貿易手続きの円滑化を要請して頂きたい。	・公共歳入連邦管理庁(AFIP) ・商業庁共同一般決議 5271/2022号
4	自動部品	アルゼンチンから親会社および出資者への外貨送金規制	・国外への配当金、ロイヤルティなどの送金には中銀の事前承認が必要。一定の条件を満たせば中銀の事前承認は不要だが、実態としては、国外への送金は不可。また、貿易取引についても同様である。	継続	・該当の外貨送金規制の緩和、撤廃（投下資本、技術ノウハウに対する還流が可能な体制）。 ・また、送金可能なスキーム・情報がアップデートされたら共有いただきたい。	・アルゼンチン中央銀行 https://www.bcra.gob.ar/Noticias/01-09-19-medidas-para-proteger-estabilidad-cambiar-ia-y-ahorristas-i.asp
5	日機輸	外貨準備高不足による支払い通貨の規制	・アルゼンチン政府が外貨流出防止を目的として、アルゼンチンでの運賃の支払いを制限したため、急遽インボイス価格を改定する対応を迫られた。	新規		
6	日機輸	資本規制	・個人の外貨購入は一人200ドル/月が上限であり、外貨購入税が30%課税さ	継続		・社会連帯生産再活性化法案

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			れる。アルゼンチン国外でアルゼンチンのクレジットカードを利用した場合も外貨決済額に30%課税される。(外貨購入税・観光税) 加えて、2021年11月26日より、国民の外国旅行による外貨流出を防ぎ外貨準備高を維持する目的で、クレジットカードの分割払いサービスを用いて外国旅行代金を支払うことができなくなった。			・通達「A」7407号
7	日機輸	過小資本税制及び銀行借入規制	・グループ会社からの借入について、過小資本税制の対象となる。また、アルゼンチンの銀行規制により、銀行からの借入が資本の3倍までに制限される。	継続	・当該規制を撤廃して頂きたい。	
8	日機輸	債権等回収の遅延	・外貨準備を維持する(為替危機)のために課されていたこれまでの非自動的な輸入制限は廃止され、今後の輸入品の支払い(米ドル)については、30日ごとの4回の分割払いが認められることとなった。但し、2023年12月13日より前の輸入品の支払いには依然として中央銀行の承認が必要。支払いのできない買掛債務が引き続き為替リスクにさらされている。(公式レート of の切り下げにより損失発生)	変更	・輸入制限や送金規制を撤廃頂き、自動輸入ライセンスの対象化を再開して頂きたい。 ・2023年12月13日より前の輸入品の支払につき、早急な承認を求む。	・MINISTERIO DE ECONOMÍA ・SECRETARÍA DE COMERCIO ・Resolución 1/2023 ・Banco Central de la Republica Argentina Comunicacion A 7917 and A7925
9	日機輸	輸入管理プロセスおよび外為決済方法の変更	・建設機械が該当する資本財については、輸入通関後すぐに輸入代金の米ドル決済が可能であったが、2022年6月に輸入代金の支払いに係る資本取引規制の強化が図られた結果、他の輸入品と同様、外貨購入は1年以降というルールに変更となり、弊社の代理店を含め輸入業務に影響が出たもの。2023年12月には制度変更により輸入通関から30日後、60日後、90日後、120日後にそれぞれ25%ずつ分割決済へと改善は図られたが、2022年6月以前には戻っていない状況。	新規	・為替リスク回避のためにも即時外貨決済を認めて頂きたい。	
10	日商	輸入管理プロセスおよび外為決済方法の変更	・建設機械が該当する資本財については、輸入通関後すぐに輸入代金の米ドル決済が可能であったが、2022年6月に輸入代金の支払いに係る資本取引規制の強化が図られた結果、他の輸入品と同様、外貨購入は1年以降というルールに変更となり、弊社の代理店を含め輸入業務に影響が出たもの。2023年12月には制度変更により輸入通関から30日後、60日後、90日後、120日後にそれぞれ25%ずつ分割決済へと改善は図られたが、2022年6月以前には戻っていない状況。	継続		
11	電機工	急激なペソ安と外貨管理規制	・お客様所在国(例えばアルゼンチン、パキスタン)の外貨準備不足で、その国の中央銀行が外貨支出を厳しく規制するため、お客様との取引が阻害される状況が散見される。	継続	・少額案件であっても第三国通貨での支払いが困難、クレジットカード決済を要求されたこともあるが、具体的な解決策は見いだせず。	
12	日機輸	急激なペソ安と外貨管理規制	・現在、アルゼンチンでは急激なインフレーション、ペソ安が進行している。一方、国内の外貨準備高を確保するため、厳しい外貨(ドル)での支払いに対して厳しい規制がかけられている。2023年12月13日以降の輸入品は、通関から30暦日後、60暦日後、90暦日後、120暦日後にそれぞれ25%ずつ分割してFOB建て輸入代金の送金ができる新制度が導入され、若干改善に向かう兆しがあるものの依然として支払い(送金)困難な状況が続いている。また、2023年12月13日以前の輸入品については、中銀が発行する債権を買い支払いに充てる方法しかなく、償還予定の2027年10月まで債権を持つリスクを負う必要があり、依然として支払いの障壁となっている。 ①サプライヤーに対する買掛金の支払い大幅遅延、 ②代金回収から支払いまでの間にペソの価値が下がり、支出増となる、 といった状況となっている。	変更	・外貨決済規制の緩和。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	日エクアドルEPAの未締結	・ここ5年の石油価格の下落による貿易赤字の傾向にもかかわらず、エクアドルはEUとFTAを締結、さらに米国、韓国との交渉及び太平洋同盟への加盟協議も進めている。これにより日本の製品やサービスはエクアドルの市場において他国よりも高額となり、競争力を失くしてしまう。日本からの輸入シェアは1.8%程度であり、ここ5年大きな変動なく推移している。	継続	・日本との早期FTA締結、あるいはFTA非締結国からの自動車輸入税緩和。	
5. 税制						
1	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制（法人税法）
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	不透明な環境法制	・環境法制（家電リサイクル法）の解釈が曖昧で、輸入量に比して達成不可能な回収量を義務付けられている。	変更	・法改正により規定を明確化して頂きたい。 ・製造者の把握できる範囲を超える、消費者のリサイクルに対する意識や慣習、回収施設のアクセスの良さなども考慮に入れて回収量を設定して頂きたい。 ・実輸入量に即した回収義務を設定して頂きたい。	・Ley Orgánica de ... LA GESTIÓN INTEGRAL DE RESIDUOS DE APARATOS ELÉCTRICOS Y ELECTRÓNICOS (RAEE)
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	強制解散規定	・過去の損失が資本の50%以上に達した場合等、資本が一定の条件に陥ると、法人を強制的に解散させる規定がある。	継続	・当該規制を撤廃して頂きたい。	
99. その他						
1	日機輸	急激な治安悪化	・エクアドルにおける犯罪組織の暴力拡大、治安の急激な悪化に伴い、弊社の代理店を含めたビジネスへの影響が懸念される。	新規	・ビジネス上の安全確保のため要望。	
2	日商	急激な治安悪化	・エクアドルにおける犯罪組織の暴力拡大、治安の急激な悪化に伴い、弊社の代理店を含めたビジネスへの影響が懸念される。	変更		

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	ソーシャルライセンス取得 手続の不明確・遅延	・特に鉱業、E&Pにおいて企業が建設を行うにあたり、ソーシャルライセンスの取得に時間がかかり、又手続きも不明瞭。また違法採掘業者の存在も、障壁となっている。	継続	・規定を明確にした上で、より短い時間でライセンスの取得できるようにして欲しい。	
2	日機輸	高額な倉庫料	・コロンビアを、巨大なストレージをFTZに擁す南米のハブにする上で、倉庫の管理会社が倉庫料を高額に設定することが障壁となっている。	継続	・倉庫料の価格高騰を抑えるため、政府が規制を設ける等対策を講じ、ある程度統制して欲しい。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	輸入関税率の変更	・2011年8月12日、商工観光省が国内産業の競争力強化を目的として鉄鋼を含む計3000品目を対象に、1年間関税を無税化。同時に鉄鋼を含む約300品目の税率を10%引き上げ。	継続		・商工観光省政令2917号
2	日鉄連	セーフガード措置の濫用	・2013年6月から9月にかけて、①溶融亜鉛メッキ鋼板、②線材、③山形鋼、④棒鋼および形鋼、⑤異形棒鋼および異形線材、⑥継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査を立て続けに開始。セーフガード措置の乱用により、保護主義的な動きが周辺国のみならず、世界的に蔓延する恐れがある。 →2013年10月8日、②線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 →2013年10月8日、⑤異形棒鋼および異形線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 →2013年11月29日、①溶融亜鉛メッキ鋼板に対するセーフガード調査終結。 →2014年1月29日、⑥継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査終結。 →2014年4月23日、③山形鋼に対するセーフガード調査終結。 →2014年4月23日、⑤異形棒鋼および異形線材に対するセーフガード調査終結。 →2014年4月30日、②線材に対するセーフガード措置開始。 →2014年5月19日、④棒鋼および形鋼に対するセーフガード調査終結。 →2015年4月30日、②線材に対するセーフガード措置終了（延長調査打ち切り） →2018年3月23日、⑦亜鉛めっき鋼板に対するセーフガード調査開始。 →2018年11月1日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対するセーフガード調査開始。 →2018年12月19日、⑦溶融亜鉛めっき鋼板に対するセーフガード調査終結。（税賦課なし） →2019年3月13日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対してクロの最終決定。コロンビア商工観光省がコロンビアのHSコード7213.10.00.00および7214.20.00.00の輸入関税を現行のMFN税率(10%)に8.5%を上乗せする形で引き上げる旨、官報告示。 →2021年3月13日、⑧異形鉄筋および棒鋼に対するセーフガード終結。	変更	・セーフガード措置乱用の中止。	
3	日機輸	規定等の不明瞭さ、頻繁な改定	・いくつかのHSコードにおいて輸出規定が不明瞭。また税関手続きにおいて変動が見られる。担当者によって見解が異なることも。	継続	・各HSコードにおいて明瞭な規定を定めて欲しい。	
4	日鉄連	適合性評価手続きの煩雑	・2013年9月20日、コロンビア商工観光省が異形線材（HS：7213.10.00.00）・ワイヤグリル（HS：7314.20.00.00）に対する適合性評価手続き導入に関するWTO通報を実施。制度のドラフトによると、国内生産者および輸入者は適合性評価を満たしていることの証明書の入手が必要となる。証明書は、a)国内の認証機関、b) IAF、MLA、ILAC、IAACといった相互承認を行っている国際認証機関、c)コロンビアが相互承認を行っている原産国における認証機関で入手が可能となる。 2015年2月2日、RESOLUCION 0277 DE 2015において、6ヵ月後に適合制評価規制を導入する旨公示。	継続	・制度の撤廃。 ・手続き(含.除外制度)の明確化・簡素化。	・Draft Decree of the Ministry of Commerce, Industry and Tourism "Issuing the Technical Regulation applicable to plain and deformed steel wire and electrically welded mesh for concrete reinforcement which are manufactured

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						in, imported into or marketed in Colombia"
5	日機輸	日コロンビアEPAの未締結	・日コロンビアEPAの最終的な締結が未だなされていない。	継続	・EPAの早期締結による国内経済環境の改善が望まれる。	
5. 税制						
1	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制（法人税法）
2	日機輸	所得税額引上げ、損金算入額上限の設定	・所得税額の引上げと所得に対する損金算入額の上限が設定され、適切な納税を行っている個人や企業に税収確保のためのしわ寄せがいき、過大な税負担となってしまう。	継続	・適正に雇用されている者にだけでなく、納税を免れている者へも適切に徴収し、公平な税負担を実現するようにして頂きたい。	
3	日機輸	納税手続きの煩雑	・様々な政府機関に税を支払う上で、必要以上の事務所類に時間を割かなければならない。	継続	・納税手続きを極力取りまとめて行い、不必要な事務作業を省略する。	
4	日機輸	個人の海外資産に対する課税	・コロンビアでは個人が海外に持つ資産に資産税を課するため、企業にとっては追加コストとなっている（特に土地家屋などの不動産について）。	継続	・海外不動産への課税の撤廃。	
5	日機輸	頻繁な税制改革	・税制改定が企業にとって都合が良い場合もあるが、税負担の不確実性が長期的な戦略を策定する際の障害となる。	継続	・頻繁な改正を避ける。	
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	強制実施権の発動	・医薬品の価格低下／保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。コロンビアは、2016年に特許を侵害しないジェネリック薬が販売されているにも関わらず、強制実施権の発動を新薬の価格低下のための圧力として用いた。 2023年10月、保健省は、決議1579を通じて、抗レトロウイルス薬に関するDeclaration of Public Interestを発行し（強制ライセンス発行の重要な前兆であるといえる）、その後強制ライセンス発動のための準備を進めている。	継続	・TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 ・強制実施権発動の基準や手順を明確化して頂きたい。	・TRIPS協定31条 ・ https://www.minsalud.gov.co/sites/rid/Lists/BibliotecaDigital/RIDE/DE/DIJ/resolucion-1579-de-2023.pdf ・ https://www.statnews.com/pharmalot/2023/10/03/colombia-patent-hiv-aids-gsk-viiv-license-medicine/ ・ https://www.statnews.com/pharmalot/2024/02/06/gsk-viiv-hiv-colombia-aids-patent-medicines/
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	煩雑な規制、手続き／家庭用化学薬品に関する環境ライセンス取得の遅延	・ALADI（ラテンアメリカ統合連合）やCELAC（ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体）諸国と比較し、コロンビアの規制の枠組は大きく、家庭用殺虫剤に含まれる有効成分（毒性）に関しては承認の取得が求められ、国立衛生研究所での手続きに8～12か月、国立薬品食品監視研究所での登録に3～4か月、国内の手続きだけでも11～15か月もの時間を要する。（コスタリカでは平均3～4か月程度。） 更に有効成分の輸入に係る環境ライセンスに関しては、環境ライセンス庁での手続きに12か月を要する。	継続	・蚊が媒介する感染症の問題に取り組む地方企業が、革新的な製品の開発、輸出を目指すよう、至急状況の改善を求める。 ・地域経済協定における各種手順の規格化。（ALADI/CELAC） ・関係省庁における衛生、ライセンス取得に係る政策の見直し。	・1989年法令第2092号 ・1993年法律第99号 ・2010年8月法令第2820号
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	不透明な環境法制	・環境法制（家電リサイクル法）の解釈が曖昧で、輸入量に比して達成可能な回収量を義務付けられている。	継続	・法改正により規定を明確化して頂きたい。 ・製造者の把握できる範囲を超える、消費者のリサイクルに対する意識や慣習、回収施設のアクセスの良さなども考慮に入れて回収量を設定して頂きたい。 ・実輸入量に即した回収義務を設定して頂きたい。	・Decreto 284 de 2018: Por el cual se adiciona el Decreto 1076 de 2015, Único Reglamentario del Sector Ambiente y Desarrollo Sostenible, en lo relacionado con la Gestión Integral de los Residuos de Aparatos Eléctricos y Electrónicos
2	日機輸	環境ライセンス取得手続の煩雑・遅延	・特に鉱業、E&Pにおいて企業が建設を行うにあたり、環境ライセンスの取得に多くの時間を割かなければならない。さらに手続きが煩雑。	継続	・規定を明確にした上で、より短い時間でライセンスの取得できるようにして欲しい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	強制解散規定	・年末時点で債務超過の法人に対して、強制的に解散させる規定がある。	継続	・当該規制を撤廃して頂きたい。	
12. 政府調達						
1	日機輸	猶予の無い一般入札プロセス	・入札条件が公開されてから、通常1-2か月で入札額を提示しなければならず、外国企業が分析し、必要な内部決裁をとる十分な時間がない。現状では新規のプレーヤーが歓迎されていない。	継続	・入札条件が公開されてから、各企業が入札額を提示するまでに少なくとも6か月は必要。	
99. その他						
1	日機輸	土地所有制限	・コロンビアにおいては会社が土地を取得することができるが、もし土地獲得後にコミュニティが要求すれば、プロジェクトは中止しなければならず、また裁判官がコミュニティに理があると裁定した場合、会社側は投下資本を失う。	継続	・このようなケースにおける投資家を保護できる法制定及びより能率的な手続きの改正。	

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権権利化 審査の長期化	・ 商標出願から5年以上経過後も、審査結果が出ていない。	継続	・ 迅速な審査を実施して頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権権利化 審査の長期化	・ 商標出願から5年以上経過後も、審査結果が出ていない。	継続	・ 迅速な審査を実施して頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	高額な税率	・ 配当の支払に対して、高い税率の源泉税（35%）が課されている。	継続	・ 源泉税率を撤廃、または軽減して頂きたい。	
2	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・ 実務的に移転価格文書の期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・ OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・ 移転価格税制（法人税法）
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日商	ビザ取得手続きの長期化	・ 中南米諸国を中心とした移民の増加を背景にビザ取得手続きの長期化が深刻になっている。駐在員の派遣、派遣後の生活・通常業務に大きな支障が出ている。	継続		
2	日機輸	ビザ取得・更新手続きの長期化	・ ビザ新規取得および更新の手続きに3か月以上要するケースが散見される。赴任手続きならびに当地での業務開始、要更新駐在員および家族の業務継続・入出国にあたり大きな支障となっているため、迅速な対応をお願いしたい。	新規	・ 遅くとも1か月程度で完了してもらいたい。	
3	日機輸	就労ビザ、滞在許可、市民登録、ID取得の長期化	・ チリ赴任にあたってのビザ発行が、早くて3か月、遅いと1年以上掛かっている。また滞在許可については申請から1年以上待つのが通常化している。さらにビザ受領後に発行される身分証明書の発行に3か月以上要しており、日常生活に支障をきたしている。一時、在京チリ領事部に本人が出頭を要請されるような状況もあったが、在チリ日本国大使館から内務省移民局への働きかけが功を奏して、この点は改善した。（移民局に対して書類を直接送付することで移民局の同意が得られた）	継続	・ 内務省及び法務省での手続きの迅速化。	
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	強制実施権の発動	・ 医薬品の価格低下／保険財政の問題解決を意図した強制実施権の発動の動きがある。 チリでは、2018年3月にC型肝炎治療薬に対する強制実施権は公衆衛生上の観点から正当化されると宣言したResolution399が発行され、また医薬品の価格を下げることを目的とするFármacos II bill（これには強制実施権の条項も含まれている）が2020年5月に二院制議会委員会で承認された。	継続	・ TRIPS協定31条の条件を満たさない、安易な強制実施権の発動は止めて頂きたい。 ・ 強制実施権発動の基準や手順を明確化して頂きたい。	・ TRIPS協定31条
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	過剰な製品安全要求、認証体制整備不足	・ 当社が使用している一番典型的な製品安全認証スキームの場合、認証取得時工場監査および認証後に年1回の工場監査（年1回）、及び工場訪問によるサンプル抜き取り検査（認証の6ヶ月後）や、市場でのサンプル抜き取り検査が要求されている。抜き取りサンプル数も非常に多い。これだけでも、先進国の要求に比して負担が大きいが、工場監査は製品（プロトコル）毎、認証機関毎に別々に実施されることから、頻度が高くなりがちで負担が大きい。また、チリ本国から監査官が訪問するため日程調整が難しく、監査のためのチリ向け製品の生産日の調整が困難。 決議34474により、他国の試験レポートおよび工場検査レポートが条件付きで受け入れられることとなったが、実質的に使用できないことが多い。	継続	・ 採用する製品安全規格が共通な製品について工場検査の共通化、抜き取りサンプル数の適正化、充分な対応期間の設定、IECEE CBスキームに基づき発行されたCB試験レポートの受け入れ等を希望する。	・ テレビとセットトップボックス延期省令2716号 ・ DVD、ブルーレイ及びオーディオ機器省令2684号 ・ ホームシアター機器・プリンター省令2371号
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	許認可審査の煩雑・長期化・非効率	・ 環境許認可・建設許可等、プロジェクト実施に関する規制につき、 － 審査時間の長期化（最長で2年）、 － 審査機関の多数化・審査項目の重複、 － 審査受付期間が申請中に変更される、 － 極めて初期の段階で詳細な設計資料を要求される、 等、審査の非効率・予見不可能性がプロジェクトの検討・実施の障害となっ	新規	・ 審査期間の短縮、審査機関・項目の見直し（一元的な受付機関の設立検討含む）、審査の段階に応じた提出書類・情報の見直し、等。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ている（審査長期化によりプロジェクトの経済性予測が困難、機会利益の喪失、許認可関係のコスト増）。			
2	日商	許認可取得の長期化	・鉱業分野に係る許認可、環境規制について年々厳しくなっており、許認可手続きの長期化や当局の形式主義的な対応が散見される。	継続		
3	日商	鉱業ロイヤルティー法による負担増	・新鉱業ロイヤルティー法は、当初案から大幅に修正されたものの、内容は依然として新規鉱山開発および採鉱を抑制するものである。	継続		・新鉱業ロイヤルティー法
99. その他						
1	日商	社会情勢の不安定	・2019年の社会騒乱以降、社会的に不安定な情勢が続いており、犯罪も増加・悪質化してきている。 駐在員の住居・事務所のあるエリアは比較的安全であり生活に大きな支障はないが、大規模なデモやストライキ等による生活・事業への影響が懸念される。	継続		
2	日機輸	治安の悪化	・チリ国内における治安悪化を受け、2011年以降、邦人被害が増加傾向にある。サンチアゴにおいても、駐在員およびその家族の暮らしの安全が脅かされつつある。	新規	・ビジネス上の安全確保のため要望。	
3	日商	治安の悪化	・チリ国内における治安悪化を受け、2011年以降、邦人被害が増加傾向にある。サンチアゴにおいても、駐在員およびその家族の暮らしの安全が脅かされつつある。	変更		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	コンセッション契約に対する違憲判決	・カナダのファースト・クオンタム・ミネラルズ社の現地法人ミネラ・パナマ社とパナマ政府が合意し国会にて承認のうえ法制化されたコブレ鉱山の鉱業コンセッション契約に対して、パナマ最高裁が違憲判決を下したものの。建設機械の販売や部品・サービス供給計画に支障をきたしたものの。	新規	・パナマ内政に干渉するわけにはいかないがビジネス上の障壁となっているため記載。	
2	日商	コンセッション契約に対する違憲判決	・カナダのファースト・クオンタム・ミネラルズ社の現地法人ミネラ・パナマ社とパナマ政府が合意し国会にて承認のうえ法制化されたコブレ鉱山の鉱業コンセッション契約に対して、パナマ最高裁が違憲判決を下したものの。建設機械の販売や部品・サービス供給計画に支障をきたしたものの。	新規		

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権出願審査の長期化	・ 商標出願から5年以上経過後も、審査結果が出ていない。	継続	・ 迅速な審査を実施して頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日機輸	外資企業経営者の居住者要件	・ブラジルでは駐在員事務所という法人格は認められておらず、また、外国企業の支店設立は許可を得るのが難しいため、現地法人の形態を採ることとなる。その会社経営を行う代表者はブラジル居住者(外国人の場合は永住ビザを有する者)に限られる。 [永住ビザ取得のための条件……代表者交代の場合も下記条件が必要] ・2017年11月決議により、未定の一時滞在および一時ビザIX - 投資を取得するには、企業は事前に以前の滞在許可を法務省に申請する必要がある。この目的のためには、(i) 600,000 ブラジルドル (1100,000 米ドル) の投資が証明される必要がある。または (ii) 150,000,00レアル (27,500,00 米ドル) の投資。ただし、今後2年間で少なくとも10人の地元住民を追加で雇用することを条件とする。 - この規定は取締役またはその他の幹部にのみ適用される。	変更	・事業形態により様々な企業登録ができるようにすべき。 ・他国のように駐在員ビザの取得を容易にすべきである。 ・制度撤廃。	・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
2	自動部品	ロイヤリティへの規制	・技術ライセンス契約への制約が多い。（契約期間が最大5年間であるが更に5年更新可能、合計更新期間に制限は無いが国立産業財産権院(INPI)への説明/承認が必要、またロイヤリティ料率上限が売上高の5%以内といった制約あり）。 - 契約書の発効には、INPIへの申請・登録が必要であり、各送金には中央銀行への登録が必要。特にINPIへの登録に際しては、契約書内容の詳細な確認、審査が行われ、時間を要する。 - 送金の際には源泉税12.5%に加え、契約内容や提供するサービスの種類によってはPIS/Cofins やISSといった様々な課税がなされるリスクがある。適用される税金を定義するために、契約書上で非常に明確な定義を必要とする。	継続	・制限の撤廃。 ・契約認可手続きの簡素化。 ・税制の簡素化及び税率の削減。	・ 外国資本及び海外送金に関する法律
3	自動部品	技術援助契約に基づく支援料の未回収のリスク	・パキスタンと同様に、図面代はロイヤリティに含まれるとされ、費用回収ができていない。 - ロイヤリティ料率を最大値としているが、回収は追いつかず、増加する一方である。	継続	・年々、ランプ単体ではなく、車両との通信ができるようシステム化されている。 ・必要な技術ノウハウの高度化と工数の増加が認められ、ロイヤリティ料率の最大値を上げる、あるいは図面代は図面代として回収できるよう働きかけていただきたい。	・ INPI (Instituto Nacional da Propriedade Industrial : 国立産業財産権院)
4	医機連	技術移転要求	・国産化認定の一環として、売上の4%のブラジル国内R&D投資が義務づけられているだけでなく、投資回収義務がメーカーに課せられている。	継続	・技術移転要求の排除。	・ 8248/1991 ・ 10176/2001 ・ 11077/2004 ・ 12431/2011
5	日機輸	ローカルコンテンツポリシー	・ブラジルでは、国内産業を保護する観点から、国内生産・製造品を一定比率以上、使用するよう義務付けられている。このため、輸入販売が困難となる。	継続	・輸入品の余地が広がるような、ローカルコンテンツポリシーの改正。前政権では改正の動きがあったが、政権が左派になり動きが鈍化する懸念あり。	
6	日鉄連	自国籍船使用優遇	・自国産業保護のため、免税品種においてはブラジル籍船使用を義務付け。SALVADOR以北の港で陸揚げ、商船基金支払免除。	継続	・制度の撤廃。	
7	日機輸	国産化優遇税制による内外差別待遇	・国産化優遇税制により、国産企業には輸入税、および工業税が減免される（輸入税は地域によって違う）。 - 消費地での生産を優遇するICMS税の変更により輸入コンテンツが売価の40%を超える商品には FCI (import content form)に輸入コンテンツ額の記入義務が課され、輸入コンテンツフォームに輸入コンテンツ額の記入が課され、それらは州税務署へ毎月提出する義務がある。	継続	・現地調達部材は価格、品質面で問題あり。	・ Resolution SF 13/2012
8	日機輸	海外部品メーカーに不利な税制恩典	・現実には国内に製造会社が存在しないにも拘らず、現地の企業が基礎製造工程（PPB）を申請・取得することにより、そのカテゴリーの製品の国産化義務付けで実質的に輸入禁止としている（RC、LNB）。但し、セットメーカーには新製品を条件に例外として輸入が認められている。	変更	・税制恩典の付与に一貫性がない場合があり、現在テレビについてはアマゾン州はパネル現地取立てに特別な恩典を付与している。	・ Law 2826/2003 ・ Law 8248/1991 ・ Law 10176/2001 ・ Law 11077/2004

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			電子部品の市場、AV機器からIT・白物家電・自動車に広がっている中で各種制度が各製品分野、各州別に制限され、市場規模の十分でない環境で部品ビジネスの成立が益々困難になっている。更に、各種恩典が製造投資を条件にしている。逆にセットメーカーに対しては部品・材料の輸入に対し最大限の恩典が与えられる、部品メーカーとしての事業経営が成り立たなくなっている。 前記のインセンティブは： ①Lei 2826：マナウスFTZでのICMS（商品流通サービス税、17%）の55%.75%or100%免税、according to each product. However the Government requires the proof of innovation for some goods, which can lead to a decrease of the incentive percentage. ②Lei da Informatica：ICMS17%から7%に減免、IPI（工業製品税、10%-20%）の80%免税。 ③RECOF：情報通信産業に対し、通関優先権や輸入関税及び全ての税金の製品出荷時までの支払いのサスペンド。実効税率が大きな中で資金面で便利になる。 ④Drawback：製造会社が輸出向けの製品に使う部品直接輸入に対し、輸入関税、IPI（工業製品税）、ICMS(商品流通サービス税)等が免税される。 ⑤Regime Automotivo：自動車分野に対してのI.I.L.（輸入税）の40%免税。条件として製造投資の他に自動車産業向けの売り上げが50%以上とされており、一般の電子部品会社にとっては条件クリアーが不可能。 ⑥加えて自動車業界については流通の中間段階では全ての税が免除されることから新規の取引開始は実質不可能となった。（法律10485/11.2003）		・税制の仕組みが複雑であることに加え、変更が日常茶飯事で、常に法的リスクが伴う。 ・ブラジルは数年前より、国全体に影響を与える「税制改革」について議論してきた。議会で承認される、将来の税制改革の場合、マナウス自由貿易地域は悪影響を受ける可能性がある。	・ Law 13023/2014 ・ Law 10485/2003
9	日機輸	INCOTERMの不適用	・ CIFまたはCIPは、製品の原価値+保険+運賃を正しく通知する必要がある。ブラジルの輸入業者が合意したインコタームズと保険の適用範囲に関係なく、当社は外国の保険会社を雇うことを許可されていない。 ただし、Circular SUSEP 392/09は無効になっているため、外国の保険に加入する必要性は少なくなっている。そのためには、Circular SUSEPNº603/ 2020によると、特定のカバレッジに関するものでなければならぬ（Resolução CNSPNº197/ 2008）。	継続		・ Resolução CNSP Nº 197/2008 ・ Circular SUSEP Nº 603/2020
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日機輸	高輸入関税	・ 日本の食料品に対する輸入規制は解除されたが、輸入関税が高額である。	継続	・ 水準の適正化検討をして頂きたい。	
2	日機輸	中古品と新品への無差別な関税賦課	・ 新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。（但し新品の衣類、靴は課税）	変更	・ 手続き面含めた効率化を要望したい。 ・ 水準の適正化検討をして頂きたい。	
3	日機輸	中古品と新品への無差別な関税賦課	・ 新品、中古品に関わらず「本、パンフレット、雑誌、衣類、靴」以外は課税されてしまう。（但し新品の衣類、靴は課税）	継続	・ 水準の適正化検討をして頂きたい。	
4	日機輸	アンチダンピング措置	・ 2015年にスペインおよびドイツからのイソシアネートの輸入に対するアンチダンピング税が課税された（HSコード：3909.30.20）。 しかし、NCMが変更されたため、現在、アンチダンピング税は適用されていない。他の国から輸入されたイソシアネートおよび異なるNCMの製品には、アンチダンピング費用に関する特記事項はない。 2023年には、中国から輸入された冷蔵庫ドア用ガラスに対してアンチダンピングが適用され、税関tariff NCM 7007.19.00において、面積ごとに税金が計算されている。	継続		・ CIRCULAR SECEX 59, Oct,10,2014
5	日機輸	アンチダンピング措置	・ 中国製のガラス（HSコード：7007.19.00）に対するアンチダンピング措置について、CAMEXは2019年まで適用。ブラジルではガラスは現地企業から購入（ダンピング防止手数料はの場合、不適用）。	継続		・ RESOLUCAO CAMEX 46/2014 & RESOLUÇÃO CAMEX 63/2020
6	日機輸	日本・メルコスールEPAの未	・ 主要な競合他社の本拠地がEUにあるため、EUーメルコスール間でFTAが成立すると、ブラジルで現地生産しているメリットが無くなってしまう可能性	継続	・ 先日、アルゼンチン、ブラジルの商工会議所からもアンケートがありEU他	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		締結	がある。		に後れを取らないよう日本－メルコスール間FTA交渉を加速させて欲しい旨要請をした。引き続きよろしく願いしたい。	
7	日機輸	日本・メルコスールEPAの未締結	・韓国やEUとメルコスール間のEPA/FTAの進捗に対し、日本のEPAの進捗が遅れている。	継続	・日・メルコスール（or 伯）EPAの韓国・EUに劣後しないタイミング・内容での締結加速。	
8	日機輸	引越貨物の輸入規制	・海外引越は食料品全般、飲料品全般、医薬品全般が禁止品。 ・航空券の半券は入国後、引越の通関が完了するまでは破棄せずに自身で保管が必須。	継続	・水準の適正化検討をして頂きたい。	
9	日農工	輸入産業機械の輸入税免除基準	・産業機械を国外より輸入する場合、性能に劣っても国産製品がある限り、輸入税免除の恩恵の対象とならないため、購入・生産コストが割高となる。	新規	・輸入産業機械に対する優遇税制適用の緩和。	・法令3.244/57 第4条
10	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・通関に依存する場合（LCL貨物のみ）、入港時に税関許可を得るまでに非常に時間がかかり、保管費用が高くなる。AEO（認定経済事業者）のメリットを考慮すると、ほとんどの貨物はより少ない時間/コストで処理できる。例えば「AEO企業の海上での税関許可」等。商品が港に到着してから税関から許可を得るまでには非常に長い時間がかかり、収納量も多い。	変更	・手続き面含めた効率化、リードタイム短縮を要望したい。	
11	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・通関手続きはサービス提供者（通関貨物取扱人）への委任状を通じ行われる。また、通関には身分証明書と納税者番号が必要となり、手続きが煩雑になる。	変更	・手続き面含めた効率化を要望したい。	
12	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)を要し、その保管料も高額となる。 サンパウロ： －船便：約7日間 －航空便：約5日間 －重量：<緑>99.62%、<黄>0.00%、<赤>0.038%、<グレー>0.00% マナウス： －重量：<緑>99.84%、<黄>0.00%、<赤>0.16%、<グレー>0.00% また、慢性的に税関ストライキが発生し、生産活動に支障をきたす。	変更	・手続き面含めた効率化、リードタイム短縮を要望したい。 ・税関ストライキの撲滅。	
13	日機輸	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・通関に身分証明書・納税者番号が必要となり、手続きが煩雑である。 ・荷物が現地港到着後、通関許可がおりるまでに長期間(下記参照)要する。その保管料も高額となる。 【サンパウロ】 －船便：約10日間 －航空便：約7日間 【マナウス】 －Green：3日間、で95%のウエイト －Yellow：6～7日間：2%のウエイト －Red：8日間～：3%のウエイト	継続	・手続き面を含めた効率化をして頂きたい。 ・通関の迅速化をして頂きたい。	
14	医機連	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・年中行事の通関ストライキ。	継続	・経済停滞を生じない社会制度の整備。	
15	医機連	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・煩雑で複雑な通関手続き。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
16	時計協	輸入手続きの煩瑣・遅滞	・部品の輸入通関に際し、インボイス上にアイテム毎に重量、材質、メーカー名、価格を記載しなければならず、又品名等をポルトガル語で表記しなければならぬため、手間がかかり緊急対応が難しい。	継続	・通関手続の簡素化。 ・通関手続の改善。 ・部品のアイテム毎の表記制度を撤廃すること。	・通関規則

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
					・品名は英語による記載も可とすること。	
17	時計協	輸入手続きの煩瑣・遅滞	(改善) ・輸入手続きは、開発商工省貿易管理課 (SECEX/DECEX) が管理するコンピューターシステムである貿易統合システム(SICOMEX) 通じて行うことが法律で義務付けられており、輸出入業者登録 (REI) の申請と必要なハード、ソフトウェア等を整備すれば、コンピューターシステムに連結する自社、通関業者、銀行などから行うことができる。	継続		
18	日商	船積書類の原紙提出義務	・同国以外の仕向け地向けの船積書類 (Invoice, PL) は電子書類 (pdf) 送付が許諾されているが、ブラジルのみ船積書類は直筆のサインをしたものを5通(セット)、郵送する必要がある。各種通関書類の電子化に逆行した措置にて、是正を要請したい。	継続	・ブラジル通関当局に船積書類の電子データでの提出を許諾されたい。	・JETRO ブラジルの輸出入手続き https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/trade_05.html
19	自動部品	税関検査の煩瑣・遅滞	・税関の検査対応が発生した場合を想定して、在庫を保有しなければならない。(通常であれば1週間程度で引き取れるが、場合によっては2-3週間を要する事もある)	継続	・検査頻度の見直し。	
20	日農工	物流インフラ・税関手続きによる輸入・輸出手続きの遅延	・港湾施設などの物流インフラが悪天候などにより左右されることが多く、また、税関職員のストライキなどにより、輸入・輸出手続きが滞るケースもある。	継続	・税関手続きも含め、特に港湾における物流インフラの改善。	
21	時計協	I/L取得手続きの高コスト・煩雑・遅延	・I/L取得に掛る費用としてインボイス価格の1.96%徴収 (但し、輸入部品総額のランクで異なる) されているが、手数料としては高すぎる。	継続	・I/L取得料の引き下げ。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
22	時計協	I/L取得手続きの高コスト・煩雑・遅延	・I/L手数料の手続が複雑であり、時間が掛る。	継続	・手続の簡素化。	
23	日機輸	FTZでの輸入部品へのI/L取得義務	・マナウス地区において、1997年1月1日より時計の完成品についてはI/Lの取得の必要はなくなったが、部品によって部品毎にI/Lを取得しなければならず (例：スピーカー、電源コード)、煩雑である。	変更		・通関規則 ・Custom Regulations
24	時計協	FTZでの輸入部品へのI/L取得義務	・マナウス地区においては、1997年1月1日より時計の完成品については、I/Lの取得の必要はなくなったが、部品については部品毎にI/Lを取得しなければならない。	継続	・部品のI/L取得義務の廃止。	・開発商工省貿易局「貿易統合システム」
25	日機輸	FTZでの輸入通関手続きの仕向け地の決定	・マナウスFTZでは輸入通関時に品物の仕向け地が決定しなければいけない。また、通関後は品物の仕向け地の変更が不可能。	変更		
26	日機輸	仲介貿易の不許可	・客先を輸入貨物の荷受け人として貨物を直接出荷し、代金決済は国内 (ブラジル) にある子会社を通じて行うような仲介貿易が不可能。	継続		
27	日機輸	郵便物への受取人の税務番号記載義務	・2020年1月1日より物品を包有する全ての郵便物 (通常・小包・EMS) をブラジルに送る場合には、受取人の税務番号等を記入することが強く推奨される」と日本郵便より通知あり。	継続	・個人の納税番号を郵便物 (レター・荷物) の送状に記載することは、個人情報悪用の恐れもある為、記入不要として頂きたい。	
28	日機輸	不正輸入・密輸入の横行	・工業税以外にも輸入税 (II) 4-20%、州流通税 (ICMS) 4-18%、連邦売上税 (PIS/COFINS) 9.25%などの重税状況のため、数量・金額を誤魔化す不正輸入が存在する。 ブラジル産業促進のためにも最先端のIT製品輸入が不可欠だが、諸税・規則のため一部悪徳業者による陳腐化した製品や中古品	継続	・不正輸入品の取締まり強化。 ・重税の緩和。 ・不正国産品の取締まり強化。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			が堂々と新品として販売されている。			
29	日機輸	不正輸入・密輸入の横行	・エレクトロニクス機器の不正輸入、密輸入（メルコスールのウルグアイ、パラグアイ経由の迂回輸入や米国のマイアミからの運び屋による輸入）が非常に多く、輸入関税や国内流通税等の公租賦課の不徹底により、現地産品、正規輸入品、正規流通経路での販売品と比べ非常に大きなコスト差が出ており、国内産業の発展を阻害している。 一例：パソコン、携帯電話、家電製品、事務機器	継続	・不正国産品の取締まり強化。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。	
30	日機輸	不正輸入・密輸入の横行	・カメラ製品の税率が高率で、周辺諸国からの密輸入品の流入が多く、正常な販売活動を阻害している。国外への旅行者の持ち帰りハンドキャリーが多い。	継続	・不正国産品の取締まり強化。 ・不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。	
31	日機輸	物流インフラの未整備	・税制恩典地域のマナウスは部品調達の一部がサンパウロ地区からであるが、輸送ルートが非効率であり、日数がかかり、また輸送コストが高い。陸送時の強盗の危険もある。	継続	・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送ルートの安全確保。	
32	日機輸	物流インフラの未整備	・中央・地方政府が行うべき経済・社会インフラトラクチャーの整備が、財源を人件費に喰われて疎かになっている。	継続	・輸送インフラの改善、整備。	
33	日機輸	物流インフラの未整備	・人件費が高い上に、港湾・国内輸送網・通信網等のインフラ整備状況が悪くコストも高いので、国際競争力のあるモノ作りは難しい。	継続	・港湾、国内輸送網、通信網等のインフラを整備する。 ・輸送インフラの改善、整備。 ・輸送ルートの安全確保。	
34	医機連	物流インフラの未整備	・未整備の鉄道網。	継続	・国内インフラの整備推進。	
35	医機連	物流インフラの未整備	・劣悪な道路。	継続	・国内インフラの整備推進。	
4. 為替管理・金融						
1	日農工	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・輸入決済以外の目的での海外送金のための条件・規制が厳しい。また、債券・債務のネットティングも認められていないこともネック。	継続	・規制の緩和。	
2	日機輸	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・配当、元利金の支払（インタコローン）には、ROF（融資操作登録）の申請取得が必要。取組み銀行経由の資本取引にROF番号が参照される。海外送金に際して、根拠となる証明書類の提示が求められる。書類不備で送金ができないケースがある。	継続	・手続きを簡素化して頂きたい。	
3	日機輸	海外送金許可手続の煩雑・遅延	・ブラジルにいる外国人の海外への家族の送金（払い戻し）の場合、銀行は以下を要求している。 －受取人が発行した請求書。 －金額の詳細を含むドキュメント。 －送金された金額は給与の払い戻しのみに関するものであり、利益がないことを宣言する雇用主が署名した手紙。 －当事者間の契約。	継続	・銀行による送金受付手続きの統一。 ・中銀規制上は扶養家族である旨の念書のみ提出すればよいはずであり、追加資料（戸籍謄本、所得証明書等）の提出は廃止するよう明確化して欲しい。 ・どうしても追加資料の提出が引き続き必要な場合には、ブラジルで取得困難なもの（戸籍謄本等）について、代替書類で対応できるようにして欲しい。	
4	日機輸	サービスの海外送金規制	・ブラジルでは送金・費用分担の規程が複雑であり、税務当局は通常、所得税（IRPJ/CSLL）、サービス税（ISS）、社会貢献（PIS/COFINS）、および経済活動貢献（CIDE）など、これらを含むこのタイプの規定をサービスと	継続	・根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。	・中銀規制（CIRC3961/13） ・Instrução Normativa

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			して分類する場合がある。			RFB 1645/16
5	日機輸	輸入以外のモノの移動を伴わない債務の海外送金規制	・従来より、ブラジルにおいては、輸入以外のモノの移動を伴わない債務（出張旅費資金支払など）の海外送金は認可されていない。以下のことから相当な債権未回収が懸念され、経理処理に苦慮している。 －送金規制は緩和の方向にある（2万R\$迄の個人送金手続は簡素化されている）。 －ブラジルIRS提出の決議1645/11による個人の月R\$20.000までの送金の所得税の免税。 －教育目的の送金および医療費の支払いは所得に対する源泉徴収税非対象。	継続	・根本的にブラジルの規制の撤廃を望む。	
6	日機輸	債権債務のネットtingの不可	・対外債権・債務のネットtingが認められていないため、決済に双方向送金が必要。	継続	・ネットtingの解禁。	
7	日機輸	為替先物市場の未発達	・為替先物市場が存在しないことから、NDF等の限られた為替ヘッジ手段に頼らざるを得ない状況であり、コストが高い。 また、ブラジル企業はブラジル国内銀行以外とNDF等の取引が不可。	変更		
8	日機輸	複雑で頻繁に変更される金融税制・規制	・金融取引税（IOF）や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。外国ローン業務において、連邦政令第6.306/2007号は、登録の対象となる外国ローンに関する同時業務を含む、国内の資源流入のための為替取引の決済に対する6%の金融業務税（IOF）率を定めている。 ブラジル中央銀行では、直接または国際市場での証券の発行を通じて契約されており、平均最低期間は最大180日である。その平均最低期間を超える事業の場合、税率は0.38%。	継続	・規制の簡素化。	・法令 (Federal Decree) 6.306/2007 ・法令 (Federal Decree) 8.263/2014
9	日機輸	複雑で頻繁に変更される金融税制・制度	・金融取引税（IOF）や為替に関連する制度が非常に複雑でかつ頻繁に変更される。	継続	・規制の簡素化。	
5. 税制						
1	日機輸	高率で複雑な輸入関税・税務制度	・案件により免税となることもあるが、輸入税に加えて付加価値税、商品流通サービス税、工業製品税、サービス税（役務の輸入の場合）等の税金が課税され高いコストとなる。	継続	・税制の簡素化及び税率の削減。	・税法
2	日機輸	高率で複雑な輸入関税・税務制度	・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なる。 間接税について国会で税制改革審議中。2023年末までに決議を得られる可能性有。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化及び日本とのEPA締結。	・税法
3	日機輸	高率で複雑な輸入関税・税務制度	・自動車部品の輸入時に課せられる税金は、連邦税として輸入税、工業製品税、州税として商品流通税が存在する。輸入税、工業製品税率はアイテムにより異なる。商品流通税は、州により異なり、サンパウロ州の場合は、現在18%。	継続	・ブラジル議会は税制改革の検討を始めているが、動きは遅い。 ・議会と連邦政府で少なくとも3つの税制改革法案が審議されている。彼らはいくつかの税金を統一し、効率を改善することを目指している。ただし、実近で通過するものはない。	
4	自動部品	輸入品への高率な課税	・PIS/COFINSにおいて輸入時に約17%の税率が課税される。一方、売上時には国内では9.25%、国外・マナウス向は0%と税率に差異が大きく、仮払いPIS/COFINSが滞留する。	継続	・税率の削減（差異の是正）。	・ブラジル税法
5	自動部品	輸入品への複雑な課税	・輸入税に加え付加価値税等の各種税金が課税される。	継続	・税制の簡素化。	・税法

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	サービス輸入の 高い源泉税賦課	・ 海外から輸入するサービスに対して取引先への決済時に源泉税（30～45%）が生じ実質輸入するサービスが高価となっている。 租税条約の締結相手も限られている為実質コストアップとなる。 また、海外からブラジルに向けて役務提供をする際のコスト増でもあり海外からの競争を妨げる仕組みとなっている。	新規	・ 税制改定をして頂いて税率の低減、ないし撤廃、もしくはより多くの国との租税条約の締結を希望する。	
7	日機輸	重い税負担	・ 輸入価格に対し、輸入税、工業製品税、州税など多くの税金が課せられ高コストとなっている。	新規	・ 税制の簡素化。 ・ 税率の低減。	・ 税法
8	時計協	重い税負担	・ 社会保障を含む各種税負担が大きく、二重、三重に課される税金がコストを押し上げており、利益を圧迫する（いわゆるブラジルコスト）。特に、工業製品税、商品流通税といった付加税、内国税が高税率である。 例：マナウス地区から地区外のブラジル国内に出荷する完成品については、FOB+運賃+保険料に対し輸入税が20%掛り、その輸入税を付加した額に工業製品税約20%（時計ケースの材質で異なる）、商品流通サービス税6%が課される。但し、マナウスで製品化される場合は、工業製品税は免除される。	継続	・ 税率の引き下げ。 ・ 税制の見直し・整理統合・簡略化。	・ 法律9249号第25条
9	日機輸	重い税負担	・ 重税のため商品販売価格が先進国の2～3倍になってしまう。商品流通の税金が高いために不正に税を免れるコピー品価格は純正品に対して3倍以上も安くなってしまう場合もある。	継続	・ 不正輸入品の取締まり強化。 ・ 重税の緩和。 ・ 不正国産品の取締まり。 ・ 不正輸入、密輸入の取締りの強化・徹底。 ・ 輸入関税引き下げに伴う諸関税率引き上げはやめて欲しい。	
10	日機輸	重い税負担	・ Cofinsだけでなく、多くの課税が売上税方式になっている。IOF(金融取引税、金利に対し1.5%)、CSLL (9%) これらが全てコストになり、競争力を失いビジネスとして成立が困難。	継続	・ ブラジルは24年度有効になる新規則を発行した。この規則はOECDにより沿ったもので、ブラジル企業は23年度中にこの新規則の詳細を入手予定。 ・ 利益の不当な操作の検証、調査、および証明プロセスを持たない機械的な課税政策には同意できない。 ・ 粗利益の一部の見直し。 例：DSCのマージンを40%から20%に変更。デジタルカメラのマージンが40%は高すぎる。 ・ ブラジルの移転価格ルールをOECDルールに提出する。	
11	日機輸	重い税負担	・ ICMS税のST（additional sale tax：代行納税制度）がほぼ全州、全商品に適用されるようになったため、回収サイトが長ければメーカー側の資金負担が大きい。	継続	・ ブラジルは24年度有効になる新規則を発行した。この規則はOECDにより沿ったもので、ブラジル企業は23年度中にこの新規則の詳細を入手予定。 ・ 利益の不当な操作の検証、調査、および証明プロセスを持たない機械的な課税政策には同意できない。 ・ 粗利益の一部の見直し。 例：DSCのマージンを40%から20%に変更。デジタルカメラのマージンが40%は高すぎる。 ・ ブラジルの移転価格ルールをOECDルールに提出する。	
12	日機輸	ロイヤルティや役務提供料にかかる高税金	・ 源泉所得税に加えて、ロイヤルティ支払の場合はCIDE（Contribuição de Interbenção no Domínio Econômico＝特定財源負担金）及びIOF（Imposto sobre Operações Financeiras＝金融取引税）の合計10.38%の追加税金、役務提供料の支払いの場合はCIDE、IOF、PIS（Program of Social Integration＝社会統合基金）、COFINS（Contribution for the Financing of Social Security＝社会保険	継続	・ 源泉所得税に加えての高税率の追加税金負担の制度は撤廃して頂きたい。	・ ブラジル産業財産法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			融資納付金)、ISS (Imposto sobre Serviços=サービス税) の合計25%の追加税金がかかり、負担が大きい。			
13	日機輸	高い粗利率によるみなし利益課税	・ブラジルの移転価格税制は96年法令9430号に準じた2種類の異なった最大許容輸入品価格の計算式が存在することにより税務訴訟が多発している。 - 納税者側の主張は、 ①固定粗利率は業種別の差を考慮し柔軟性を持たせる。 ②単品計算ではなく商品のグループ平均粗利率を認める。 ③APA (Advanced Pricing Agreements) 事前問い合わせ制度を設ける、等であったが、暫定563号 (2012年4月) で粗利率が一般商品は20%に変更された。カメラを含む一部の商品は40%~30%と高く税務局との調整を必要としている。暫定563号は12年9月に法令化され最大許容輸入価格の比較額をCIF価格+輸入税からFOB価格に改正された。この法令12715/12は12月に細則が出たことからCNI (ブラジル工業連盟)、FIESP (サンパウロ州工業連盟)、ELETROS (ブラジル家電協会) を通じ、企業側の要請が行われる見通し。	継続	・不当に利益操作をしているのではないかと調査、反論、立証というプロセス無しの機械的な課税方針には納得できない。 ・一部粗利率の見直し。 - 例：DSC40%を20%へ訂正して欲しい。デジカメの40%のマージンは高すぎるため。 ・ブラジルは24年度有効になる新規則を発行した。この規則はOECDにより沿ったもので、ブラジル企業は23年度中にこの新規則の詳細を入手予定。 ・ブラジルの移転価格ルールをOECDルールに提出する。	・移転価格税制 ・法令12715/12 (2012年9月) ・法令14.596/2023 (2023年6月) ・Regulation of transfer pricing ・Law 12715/12 (September, 2012) ・Law 14.596/2023 (June, 2023)
14	日鉄連	移転価格税制の比較可能取引価格の不明確	・輸出取引上、移転価格税制適用外としての容認限度基準について“海外関連者との取引価格が国内取引価格 (税引き後) の90%を下回らない場合”とあるが、コモディティによっては国内取引価格が明確になってない若しくは国内での取引がないケースがある。	継続	・国内取引価格の基準明確化及び国内取引が無い場合におけるの基準明確化。	
15	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣であり、コストアップ要因となっている。 ①連邦税、州税、市税 計16種類 ②各種手数料、負担金 計27種類 - ブラジル政府は税制を簡素化するための法案を2023年12月に通し、消費税改革を定める憲法修正条項 (EC) 第132号が制定された。 - この改革は補完法 (LC) によって規制され、国民議会によって評価および承認される予定である。この規制が前提になり、税制改革は軌道に乗る見込み。 - 要約すると、この改革は、PIS、COFINS、ICMS、ISS、およびIPIを廃止し、物品およびサービスの拋出金 (「CBS」) と商品およびサービス税 (「IBS」) 含む付加価値税システム (VAT-DUAL) を確立することで構成されている。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化 (税の種類を減じる)。	・Constitutional Amendment 132/23
16	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・複雑にして高率かつ多種の税金があり、また頻繁に税制が変わる。特に日本と異なるところは下記である。 ①法人は、毎月課税標準または税債務を計算しなければならない。 ②連結納税制度はないが、関係会社に対する投資が20%以上の者には、持分法が適用される。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化 (税の種類を減じる)。	
17	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・税の中、特に間接税 (IPI、ICMS、PIS/COFINS等) の取扱いが非常に複雑であり、かつコスト・インパクトが大きい。詳細は複雑な税制 (税制改革) の項目を参照。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化 (税の種類を減じる)。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
18	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・複雑且つ高率の税制（法人所得税、工業製品税、金融取引税、社会統合計画税（売上税）、社会保険融資負担金（売上税）、利益社会負担金、商品流通サービス税）。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化（税の種類を減じる）。	
19	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・課税の仕組みが複雑で競合各社によって専門家を雇用し対応している。このアイテムは、特に消費税に関する税制改革のため、長期的に変化する見込みである。詳細については、「複雑な税制」をご覧ください。本項目は、税制改革、特に消費課税によって長期的に変化することが予想される。詳細は複合税制の項目を参照。	継続	・税制の整理統合・簡素化・軽減化・対伯投資案件での免税等の優遇措置を望む。 ・建設工事を遂行する場合のタックスガイドといった指針を明確にして欲しい。 ・一般的税制の導入。 ・全ての税の付加価値税化と税率の低減。 ・税制の簡素化（税の種類を減じる）。	
20	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・複雑な税制により、経理・納税、見積業務などが煩雑で、自社内のみのリソースだけでは対応できず、会計事務所などの専門家に頼らざるを得ず、コストアップの要因となっている。	新規	・税制の簡素化。	・税法
21	自動部品	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・税、手数料の種類が多く、複層化しているため、経理・納税事務が煩瑣でコストアップ要因となっている。	継続	・税制の簡素化及び税率の削減。	・税法
22	医機連	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・複雑な税制（都度の交渉が必要な各州による税制恩典の違い、税金とは呼ばないが実質税金と同じ性格のものなど）で投資回収計算が煩雑になる。	継続	・税制単純化。	・ ICMS ・ IPI ・ PIS/COFINS
23	日機輸	複雑で多岐にわたる税制・頻繁な改正	・法人所得税が34%と世界第2位の高い税率であることに加えて、所得税を含む連邦税、州税、市税それぞれにおいて様々な税種目が存在する。法律改正や時限立法、大統領令等によってそれらの税制が頻繁に修正されるが、その定義の曖昧さゆえに複数の法解釈が成立し、結果税法遵守のために税務に精通したスペシャリストの雇用や税務コンサルタント起用に多大な支出を強いられる。それでも各種税務クレームを回避することは実質困難であり、数年に及ぶ係争に至るケースも多く、係争のために弁護士費用も費消する。	継続	・現政権下で検討されている減税や税種統合に期待しているが、税収減少を補う政策が具体化されておらず楽観視は難しい。少なくとも曖昧さを排除した明確な各種税に関する再定義が示されれば以降の税務対策に有効と考える。	・憲法第VI章第145章 ・租税法第9条租税法令下の各種条約、国際協定、法律、行政令 ・租税法第100条補足規定可の各種省令、通達、行政裁判判決、州間租税協定 他
24	日農工	複雑な現行税制および新税制改革法案	・ブラジルの税制が、連邦、州、市にわたり、複雑で頻繁に改正されるため、専門コンサルタントの起用による管理を強いられている。税制改革法案が新たに2023年12月に可決されたものの、その法案が施行されるのは、2033年であり、それまでの移行期間についても、見通しが不透明。	継続	・新税制改革法案の責任ある施行。	・憲法改正法案(Emenda Constitucional) 132/2023
25	日機輸	厳しい繰越欠損金使用制限	・法人所得税上の繰越欠損金の利用限度額が、各年度の課税所得の30%までとなっており、諸外国と比べて厳しい。	継続	・繰越欠損金の利用限度額を引き上げて頂きたい。	・ブラジル法人税法
26	日機輸	税法規定の不明確	・欠損によるTax Lossの規定があいまいでなかなか使用できない。税務上の損失の30%のみを使用することを現在認めている。最高裁判所はこの立場を確認済。 企業にプラスまたはマイナス影響を与える可能性のある税法に関する議論が、行政および裁判所で行われている。 2024年1月、税法に別の項目が追加され、法的な不確実性を生むこととなった。それは、債権相殺の制限である。納税者が政府に対して訴訟に勝訴した	継続		・法人税法 ・ Corporate Tax Law ・臨時措置 1202/2023 ・ Provisional Measure 1202/2023

※経由団体：各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			場合、その訴訟から得た債権を自由に税金の借入金相殺に使用することができなくなる。これは月ごとの税金の制限となる。			
27	日機輸	貸倒の納税額償還制度の不在	・付加価値税・売上税が課税された売上債権が貸倒となっても納税額を償還する制度がない。税率も貸倒リスクも高いので影響が大きい。 最高裁判所は、販売損失が生じた場合の税金の払い戻しはないと判断している。	継続	・和議・倒産に限定でも良いから制度化を望む。	
28	日機輸	売上を課税ベースとする給与納税制度	・法令12715号(2012年9月18日発行)55条により業種によっては従来の給与額20%に対し売り上げの1%で納税する制度への選択が可能となった。	継続	・給料付帯経費の負担低減。	・法令12715号55条(2012年9月18日発行)
29	日機輸	州税還付の困難	・州税の商品流通サービス税(ICMS)は州間取引時に還付が出来にくくキャッシュフローに影響。 例えばサンパウロ州で輸入する貨物には輸入時に18%が課されるが同貨物を他州に販売する場合には税率が4%で全額還付相殺に至らず税クレジットが溜まり消化が出来ない。 還付税の統一化に向けての税制改革法案が可決されたが、昨今のクレジットの取扱い、権利の継続、税還付の仕組み等は不明確。	変更	・税クレジットが溜まらない様に輸入時の減免の認可、又は同クレジットを輸入時の納税の際に相殺可能とするなど具体的なクレジットの還付を得る仕組みを制定頂きたい。	
6. 雇用						
1	日機輸	労働者過保護の労働規制	・労働規則は、労働者に有利でフレキシビリティがない。 －30日の休暇制度など各個人の条件に沿った取得が可能など。 －残業時間に関する規則も、繁忙期によって調整できるような柔軟性。	新規	・法律の改正。	
2	自動部品	労働者過保護の労働規制	・労働者保護の色彩が色濃く、労働関連費用は他国に比べ高額。企業の経営状況や社会情勢の変化に合わせた降格・減俸・人員整理・処遇改定が実施できない。	継続	・企業競争力低下を防ぐために、給与の減給を認めることなどグローバルに対応した制度を望む。	・ブラジル労働法
3	医機連	労働者過保護の労働法制	・過度の労働者を保護。	継続	・経済停滞を生じない社会制度の整備。	
4	日農工	労働者過保護の労働法制	・労働法は、労働者保護の立場より、企業に対し制約が多く、各法令の解釈も複雑で専門コンサルタントの起用により、各ケースに対処する必要がある。また、結果として、元従業員による労働裁判のリスクも大きい。	継続	・労働法の改定。	
5	日機輸	労働者過保護の労働法制	・休暇の付与が厳しい。従業員は、年間30日の休暇から5日以上の休暇を最大3回に分けて取得する権利を有する。従業員は、月給の3分の1を追加で支払うことにより、10日間の休暇を剥奪することができる。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
6	日機輸	労働者過保護の労働法制	・法律により、従業員は1日8時間を超えて働くことが禁止されている。従業員は、相殺または追加賃金の対象となり、1日あたり2時間まで残業することができる。時間外労働には追加料金が発生する。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
7	日機輸	現地人雇用義務	・駐在員と現地人の給与比率は現地雇用の基準内に設定しなければならない。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
8	日機輸	現地人雇用義務	・給料や従業員数でブラジル人の比率が3分の2以上必要で中小企業は設立が難しい。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
9	日機輸	人件費の高騰	・基本的に減俸ができないため、年々人件費は上昇するため、人件費が高騰する。	新規	・法律の改正。 ・過度なインフレの抑制。	
10	日機輸	労務費の高騰	・人件費や手数料が高い。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
11	日機輸	業種別労働組合への強制加	・労働法により、従業員は職業・業種に応じて労働組合に加入する必要がある。給与改定や労働条件は労働組合が決めるものであり、企業が条件を改	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		入	定・統一することはできない。			
12	自動部品	組合との協議の不明確・難しさ	・給与改定、労働条件等の改定には労働組合との協議が必要。2017年の労働法改正により従業員の労働組合費支払いは義務から任意になったことから、労働組合は組合員離れを阻止しようとこれまで以上に高圧的な姿勢で交渉しており、交渉が難しくなっている。	継続	・労働法より組合との協定が優先されており、大きなコスト負担増となっている為、企業毎に運用を委ねて欲しい。	・ブラジル労働法
13	日機輸	組合との協議の不明確・難しさ	・関係する労働組合の同意を得て従業員向けに「時間銀行」を作成し、労働時間の相殺、休日の欠勤、在宅勤務の条件とともに雇用契約に定めることができる。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
14	医機連	頻発する公務員ストライキ	・頻発する公務員ストライキ。	継続	・経済停滞を生じない社会制度の整備。	
15	日機輸	派遣社員の雇用期間制限	・派遣労働者は需要に応じて配置されるべきである。例えば、クリスマスや母の日などの季節的な需要や、パンデミックなどの予期せぬイベントによる需要などである。 －サービスに対する予測不可能な需要、または予測可能な要因から発生する場合は、本質的に断続的、周期的、または季節的である。 －ストライキ中の労働者の交代には適用できない。 －270日を超えることはできない。 －原則として、派遣労働者は正社員を決定的に置き換えることはできない。	変更	・法律の理解と執行。	・Federal Law Nº 6.019/1974 ・Ordinance nº 789/14
16	日機輸	特異なアウトソーシング制度	・現在、アウトソーシングサービスプロバイダーの非従属性、非常習性、非人格性などの法律の要件を満たしている限り、会社の主要な活動をアウトソーシングする可能性がある。言い換えれば、アウトソーシングサービス会社を雇うことは可能だが、特定の個人を雇うことはできない。	変更	・法律の理解と執行。	・Labor law ・Law 13467/2017
7. 駐在員・出向者等に関する問題						
1	日農工	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・日本よりの派遣社員の長期滞在ビザ取得手続きは、非常に煩雑であり、時間もかかる。	継続	・ビザ取得手続きの改善。	
2	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・ビザ発給手続きは非常に煩雑で、手続きに時間がかかる。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・入国管理法 ・Lei No.13.445/17 第16条 ・移民審議会(CNI)決議 03/2017号 ・Immigration Control Act ・Law nº 13.445/2017 ・Resolution 11/2017 ・Resolution 2/2017
3	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・日本からの出張者、支援者、駐在員の受け入れには、短期（短期）商用ビザの取得は必要なし。訪問用の正規パスポートを所持する日本人はビザを申請する必要はない。 この免除は現在、2023年9月30日から有効。滞在期間は入国日から数えて90日間許可されるが、更に滞在中の場合はブラジル連邦警察（POLICIA FEDERAL）の判断で延長手続きが可能。ただし、滞在合計日数は過去12か月間に180日を超えてはならない。 ※長期ビザは、雇用契約を結んでいる管理職（ビザVITEM V - Workと呼ばれる）に対して申請することができ、雇用契約期間中有効となる。 ※会社の定款に記載されている取締役は、VITEM IX - 投資と呼ばれるビザを申請することができるが、会社がその国に投資していることを条件としている。VITEM VおよびVITEM IXビザの場合、法務省による一時滞在許可が必要。	変更	・ビザ取得手続きの改善。 －国ごとの条件の違いに選択肢がない。 －ビザ取得手続きの簡素化と迅速化、ビザ期間延長の簡素化。	・Immigration Control Act ・Law nº 13.445/2017 ・Resolution 11/2017 ・Resolution 2/2017 ・Diplomatic Communication of August 9, 2023

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・技術支援者ビザ（VITEM V - WORK）の取得には法務省の一時滞在許可が必要となり、許可までに約90日かかる。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
5	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・外国人労働許可証の審査が厳しく、役人や技術者の就労許可を得ることが困難。従業員・出向者の長期ビザ発給の遅れは会社の人事政策に支障をきたしており、早急な改善が必要。ビザの発給には多大な時間と費用がかかる。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
6	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・外国人労働者は法務省から一時滞在許可を取得し、ビザを取得するまでに約90日かかる。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
7	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・ビザ申請に時間がかかる（3ヶ月程度かかる場合もある）。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
8	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・短期ビザから永住ビザへの変更手続きには90日かかる。ただし、申請できるのは有効期限の3か月前から。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
9	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・短期の出張であればビザの取得は必要なし。日本国民はブラジルに入国し、90日間滞在することができる（VIVISビザと呼ばれる）。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
10	日機輸	ビザ発給手続の煩雑・遅延・取得難	・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる（3か月程度必要な場合あり）。	継続	・手続きの早期化をして頂きたい。	
11	日機輸	入国ビザの短い有効期間	・日本人がブラジルに入国する場合、ビザの取得は不要となる。日本国民はブラジルに入国し、90日間滞在することができる（VIVISビザと呼ばれる）が、有効期間が短い。	変更	・ビザ取得手続きの改善。	・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
12	日機輸	入国ビザの短い有効期間	・現行の法令によれば、ブラジルの滞在期間は90日間であり、さらに90日間延長可能である。	変更		・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
						・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
13	日機輸	入国ビザの短い有効期間	・ ブラジルに入国する際、短期ビザの延長を要求するプロトコルのみを提示することは可能である。	変更		・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017
14	日機輸	入国ビザの短い有効期間	・ 米国および韓国国籍保持者はビザの取得は不要だが、滞在期間は最長180日となる。	変更		・ Immigration Control Act ・ Law 9.731/2019
15	日機輸	商用査証の有効期限	・ 日本人が就労・投資ビザなしでブラジルに滞在できる最長滞在期間は180日。	変更		・ Immigration Control Act ・ Law nº 13.445/2017 ・ Resolution 11/2017 ・ Resolution 2/2017 ・ Diplomatic Communication of August 9, 2023
16	日機輸	外国人登録手続の遅延	・ CRMN（外国人住民登録）の登録・変更申請は予約制となっているので、予約までに時間がかかる。	変更	・ ビザ取得の簡素化・スピード化。 ・ 各種ビザでの滞在期間延長手続きの簡素化。	
8. 知的財産制度運用						
1	製薬協	知財保護に関する法律の不安定	・ 特許存続期間は特許登録から起算して10年未満であってはならないと規定する産業財産法第40条補項に対する最高裁の違憲無効判決がなされた（2021年5月）。 また、医薬品及びヘルスケアに関する特許については当該判決が遡及適用され、製薬企業がブラジルにおいて有する特許・出願に大きな影響を与えた。そもそも、40条補項はブラジル特許庁（INPI）の著しい審査遅延を補完する規定であるところ、ブラジル特許庁が進めているバックログ解消の対策は高く評価しているが、製薬関連の特許では、いまだに出願から登録まで10年以上の期間を経る特許出願が相当数ありバックログ解消が十分になされているとはいえない。	継続	・ ブラジル特許庁の審査遅延によって特許期間が不適切とならないように Patent Term Adjustmentの規定を設定するなどの対応を求めたい。	・ ブラジル産業財産法第40条補項
2	日機輸	特許侵害製品の税関の水際対策不足	・ 税関による水際措置は、商標権侵害製品の差し止めのみで、特許侵害製品の差し止めについては規定がない。 特許侵害製品が税関により輸入差し止めされたケースは非常に稀であると情報を得ている。	継続	・ 特許侵害品の差し止めの規定を設けて頂きたい。	・ 産業財産法198条
3	日機輸	税関への知財保護申請登録システムの不在	・ 税関による水際措置は、職権のみの対応で、権利者から保護を申請する登録システムがない。	継続	・ 税関における知的財産保護の登録システムを設立して頂きたい。	
4	製薬協	特許出願審査・権利化の長期化	・ ブラジル特許庁（INPI）は、日本特許庁との間の特許審査ハイウェイ（PPH）パイロットプログラムの対象に2019年12月から医薬分野を加え、2021年からは件数制限を緩和し、更に実体審査を行わない簡略化された手続（simplified procedure）の検討、preliminary office action等、特許出願のバックログ解消を図っており、パテントバックログ期間も短縮されてきている。 しかし、医薬品分野のバックログ期間はまだまだ平均より長期であり、10年を超えるバックログ期間の特許出願も相当数存在するところ、これらの対策などを通して一層の改善が求められる。	継続	・ TRIPS協定に従い、技術分野で差別することなく適時に特許付与して頂きたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			ブラジルは新薬のデータ保護期間がないにもかかわらず、ブラジルで新薬発売時に特許未登録であることが多く、引き続き改善のための対策を求めたい。 また、2023年からルーラ・ダ・シルヴァ氏の大統領復帰に伴うアンチパテント政策への揺り戻しの兆候が懸念されている。			
5	日機輸	特許出願審査・権利化の長期化	・権利期間が短くなってしまふ。また、権利が確定していないにもかかわらず更新料を支払い続けなければならない（更新料の欄参照）。	継続	・審査官の増員・Preliminary OA・PPH等を導入し、バックログ解消を図っているようが、権利化までの期間を短縮して頂きたい。	・現地代理人情報、セミナー情報。
6	日機輸	特許出願係属中の更新料の支払い	・ブラジル特許出願が係属している間は、更新料（Renewal Fees）をブラジル特許庁に支払わなければならない。現状では、最終的に特許出願を放棄した場合にそれまでに支払った費用が無駄になる。 また、審査が遅れている件では、更新料の支払いだけを行っていることになる。	継続	・日米等の主要国のように、更新料は登録後に支払うように法改正して欲しい。あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払えるようにして頂きたい。	・産業財産法84条
7	製薬協	強制実施権に関する改正法による営業秘密の共有要求	・2021年9月に強制実施権に関するブラジル産業財産法第71条が改正施行された。この改正の中で特に問題と考えるのが、強制実施権の発動に伴い「特許又は特許出願の対象に関連する情報、データ、及び文書を有する公的機関は、ライセンス対象の製造に有益なすべての要素を共有しなければならない」との条項である。 製薬企業は各国で製造販売承認を得るために公的機関に当該製品の製造に関する多くのデータや情報を記載した書類を提出する必要があるところ、上記条項によれば、強制実施権の対象となった特許に関する製品のかかるデータや情報が公的機関から共有されることになる。 しかしながら、かかるデータや情報には製薬企業の営業秘密が含まれており、これらのデータや情報の共有がなされると製薬企業のビジネスに大きな影響を与えることになる。 なお、2022年9月に強制実施権に関する法案（PL2505/2022）が再度ブラジル議会に提出されている。本法案では2021年改正法において大統領による拒否権が発動した条項が再度盛り込まれているなど製薬企業にとって厳しい内容となっている。	変更	・左記条項の削除を強く求めたい。もしくは左記条項が運用されるのであれば、実施細則において、共有先を限定する、共有先においてライセンス対象の製造に有益な要素のデータや情報を保護するといった規定の設定を求めたい。 ・なお、現在ブラジル議会に提出されている強制実施権に関する法案について、製薬企業の営業秘密の開示を求めるなど、企業に過度な負担を求める条項は承認されないよう求めたい。	・ブラジル産業財産法第71条
8	日機輸	分割出願要件の厳格化	・親件の審査請求後に分割出願した子件のクレームは、親件の審査請求時のクレームの要素によって限定されていないといけないという規定（Brazilian PTO Rule #93/2013 2.7）は、他国と比べて厳し過ぎる。	継続	・分割は、出願書類によって最初に開示した内容を超えないことを条件として頂きたい。	・(Brazilian PTO Rule #93/2013 2.7)
9	日機輸	許可通知発行のタイミングによる特許分割出願の不可	・審査終了まで、すなわち①②のうち、いずれか遅い方の日付までしか分割出願が許されないが、許可されたことが官報に掲載された時点で審査が終了しているため、許可のタイミングでは事実上分割ができない。 ①審査官が許可または拒絶を決定した時点（→出願人は官報で初めて許可になったことを知る。審査官が許可を決定した時点を知るすべはない） ②上記①の決定が、特許庁の官報に公開される時点から遡って30日（→つまり官報で知った時点ですでに分割できない）	継続	・官報に許可された旨が掲載された時点で、既に①及び②を超過しており、分割の機会を逸している。官報に許可された旨が掲載された後も、例えば数か月間は、分割出願を認めて欲しい。あるいは、USやEPにならって、許可通知を発行して欲しい。 ・官報掲載を予告するための許可通知を発行して頂きたい。	・産業財産法26条
10	時計協	商標権に関する問題点	・商標権に関して、下記の問題がある。 ①住所変更などの諸手続きに時間がかかりすぎている。 －事例：3年 ②異議申立手続きに時間がかかりすぎている。 －事例：5年超で決着しておらず	継続	・諸手続きの迅速化。 ・審理の迅速化。	
11	日機輸	ライセンスの技術移転要請の不透明	・依然还是有償のライセンス契約については、ブラジルの知的財産局への届出が必要で、5年経過以降は当該技術の譲渡が必要とされていた。以下のページを見ると2017年に法令変更あり、知的財産局が契約内容に介入はしなくなったようではあるものの、ライセンス技術移転の要請も廃止なのか、依然残るのかは判然としない。 https://www.tmi.gr.jp/service/global/latin-america/2023/14609.html	新規	・ノウハウのライセンス契約は認められたものの、5年経過後のライセンス技術の移転要請が法的に廃止になったかどうかを確認頂きたい。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	日機輸	不合理な化学物質規制	・2018年中旬に法規制案が提案された。要求内容の大半はEU指令と同等の内容となっているが、一部の化学物質について、施行と同時に制限され、また規制開始時期が5回に分かれているなど、製造者への負担が大きい。また、EU WEEE指令といったリサイクル関連の法規制にて一般的に使用されているゴミ箱×マークが、なぜか本規制にて要求されている。ブラジルでは、別途リサイクル関連の法規制が検討されているため、それらの規制との関係次第では、将来的な混乱が予想される。	継続	・ゴミ箱×マークの表示要求を本規制より削除して頂きたい。この要求は、適切なタイプの規制にて議論されるべきと考える。 ・十分な準備期間を設定した上で、混乱がないように物質群を2つ程度のグループにまとめて順次施行されることが望ましい。	
2	日機輸	適合性評価にかかる情報の不足	・国家度量衡・品質・科学技術院（INMETRO）当局のウェブサイトにつながらず、必要な情報（対象品目の適合に必要な規格、適合性評価方法）が得られない。	継続	・更新されている場合は、新サイトから適合性評価に必要な事前情報が得られるように改善を要望。	・Inmetro : http://www.inmetro.gov.br/qualidade/rtepac/compulsorios.asp
3	医機連	ANVISA（衛生監督局）への登録手続の遅延	・ANVISA（衛生監督局）への新製品登録手続きに書類提出後半年かかる。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	医機連	環境法規制内容の不一致	・欧州、中国、ブラジル、UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なっており、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。	継続	・各国食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。	・環境法規制
2	日機輸	国家プログラムの詳細の不明確	・国家バイオケロシンプログラムには、バイオケロシンと化石由来の航空燃料を適切な割合で配合する技術開発や、化石由来の航空燃料を完全に代替する技術開発を含むが、具体的な達成目標が示されていない。	新規	・行動計画によりプログラムを促進する必要がある。	
3	日機輸	グリーン技術の制度・インセンティブの未整備	・グリーンテクノロジー（グリーン水素等）へのインセンティブ（免税、減税、助成金など）がないため、新しいグリーン技術（グリーン水素など）のプロジェクトの経済性が他国に比して劣後する。	継続	・新興技術に対する投資インセンティブ創出。	
4	日機輸	グリーン技術の制度・インセンティブの未整備	・炭素市場／排出量取引の関連産業は現状未発達。このため、水素／アンモニアなどの新しいグリーン技術を産業や輸送に採用するには高コストとなる。	継続	・炭素市場／排出量取引スキームの構築。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	自動部品	行政手続の複雑・遅延	・一般的に諸手続きに非常に時間がかかる。監査などにおいては担当者の権限が強く、担当者によって判断が異なるため、たびたび前例のない指摘や矛盾のある対応により手続きが止まってしまう。担当者が休暇中の場合、判断できないとの事から手続きが止まった。（市役所、CETESB、消防等）	継続	・構造改革。	・ブラジル労働雇用省 規則等
2	日機輸	会社設立手続の煩雑・遅延	・ブラジルでは国外からの投資に際して、投資前にブラジルでの法人登録番号（CNPJ）の取得と中央銀行への登録が求められている。この手続きに手間や時間がかかり、投資の実行が遅れるなど、支障をきたすこともあることから、出資する側、される側ともに好ましいことではない。	継続	・当該手続きを廃止して頂きたい。	
3	医機連	法律改定の複雑・不明確	・各種法律の改定が、旧法の修正・追加という形のため、最新法を見るだけでは全体像が掴めず、いつまでたっても旧法を参照しなければならず非効率・分かりづらい。	継続	・法制度単純化・明確化。	
4	日機輸	法律の頻繁な改正、猶予不	・輸入に関する法律は、外国為替の状況により頻繁に変更され、すべての法律および規制は通常、公布の翌月または法律で指定された通りに適用され	継続	・法規の施行には十分な猶予期間を設けるべきである。最低でも3カ月程度	・Res. CAMEX 4 / 2019, OCT,28th

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		足	る。 ー例：Battery HSコードは、2019年10月にMercosulによって改訂され、2020年1月から施行された。 また、輸入ユーザンスに関する法規制の変更が突発的に起こることがあり、変更内容に詳細が不明なところがある。		の準備期間を認めるべきである。 ・法制度変更通知から施行までの猶予期間を従来よりも長くして欲しい。	・ブラジル中銀令2747号(輸入ユーザンス関連)
5	日機輸	法制度、規制による重いコスト	・複雑な税制・労働法制度、民営化の遅れ等ブラジル特有のコストが重たく、同国の事業発展を阻害している。	継続	・税制改革や民営化等改革のスピーディな推進。 例：例えば進捗途上だが、ガス事業民営化でより安価なガスが製造事業者や家庭で利用可となる。	
6	医機連	訴訟の頻発、判決の遅延	・頻発する訴訟。時間のかかる判決。	継続	・緩和を含むプロセスの効率化。	
7	日機輸	税恩典の見直しリスク	・完成品輸入税の引下げや、マナウス恩典の見直し等の議論がある。 長年にわたり、現地生産に多大な投資をし、多くの雇用も創出してきた日本の製造業にとって、急激な完成品輸入税の引下げや、マナウス恩典の拙速な見直しは、低品質・安価な輸入品の流入を招き、ひいては現地雇用縮小・ブラジル製造業の弱体化に繋がる。 さらに、政府は2023年度第4四半期に、PIS/COFINS（収入超過税額）およびICMS税制優遇措置にかかる所得税を課す新ルールを設定した。この措置はマナウスに極端な影響を与える。	継続	・中長期視点にたった製造業発展に寄与する政策。	
8	日機輸	輸出競争力の不足	・ブラジルコストが価格に上乗せされ製造業が裾野産業の拡がり含め脆弱なブラジルは全般に輸出競争力がなく周辺国への輸出すら難しいのが実態。ブラジルの製造業発展、外貨獲得、雇用創出を図るための政策が弱い。	継続	・輸出時用へのサポート。例えば輸出商品に使われる部材の輸入税減免等。	
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	個人情報の国外移転規制	・事業を遂行するために、従業員、顧客等の個人情報を収集しているすべての法人は、原則その情報を国外から移転する際には当該国の法令で定められた手続きが必要となるが、国・地域により法的に要求される手続きが異なり、その対応のために事業者の多重の負担が必要となっている。	継続	・個人情報の越境移転対応の統一化に向けて、国際的な調和を進めて頂きたい。	・ブラジル一般データ保護法 (LGPD: Lei Geral de Proteção de Dados)
15. 新型コロナウイルスに起因する問題						
1	日機輸	COVID-19による輸入手続きの煩瑣・遅滞	・COVID19によって引き起こされたいくつかの海上輸送問題により、材料を供給し、海上で出荷するためのスペースの不足と航空輸送への追加手配による遅延を回避するために、いくつかの内部手順を変更したが、GFN/PLAの支援およびサポートを受けている。	継続		・通関規則 ・ Custom Regulations
99. その他						
1	日機輸	産業インフラの未整備	・インフラ整備（電話回線の状況の悪さ、雷による突然の停電）など問題がある。	継続	・輸送インフラの改善、整備。	
2	日機輸	治安の悪化	・大都市では、日々犯罪が起きており、邦人が窃盗・強盗の被害にあっており、犯罪率が高い。	新規	・治安の改善。	
3	日機輸	治安の悪化	・雇用機会の不足、所得分配の不平等などに起因すると思われる治安の悪化（最近では、大都市を中心に麻薬絡みの犯罪や未成年者の犯罪も増加しているという）が、投資環境にも影響している。	継続	・治安の改善。	
4	日機輸	治安の悪化	・進出企業の集中するサンパウロでは、オフィス、倉庫物件の場所選定に、従業員の安全、貨物の保存を考慮して選定しなければいけないが、安全条件を満たす場所が極めて少ない、あるいは非常にコストが高すぎる。	継続	・治安の改善。	
5	日機輸	治安の悪化	・サンパウロからマナウスへの部品の陸送時に強盗の危険がある。	継続	・治安の改善。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
6	日機輸	治安の悪化	・サンパウロ・リオデジャネイロだけでなく、全国的に治安が悪化、殺人、強盗、誘拐が多発。マナウス市内の治安（重火器を持った強盗等）が悪化している。	継続	・治安の改善。	
7	日機輸	治安の悪化	・サンパウロ以外の都市には、セキュリティを理由に貴重品が空輸できない。	継続	・治安の改善。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
8. 知的財産制度運用						
1	日機輸	商標権権利化 手続きの不透明・長期化	・商標の拒絶に対する異議や再審請求後、9年以上当局でこれらの決定がなされておらず、1996年出願がペンディング中である。	継続	・庁手続の透明性向上と迅速な対応を実施して頂きたい。	

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・実務的に期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制（法人税法）
2	日機輸	新税制による過小資本税制	・資本の3倍を超える借入にかかる支払利息の損金算入が否認される。	継続	・税制を緩和、または撤廃して頂きたい。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	不透明な環境法制	・使用済み製品の最低回収量が毎年規定され、未達成の場合には罰金が科される。 法解釈が曖昧で、かつ達成不可能な回収量を義務付けられている。	継続	・法改正やガイダンスの発行により規定を明確化して頂きたい。 ・製造者の把握できる範囲を超える、消費者のリサイクルに対する意識や慣習、回収施設のアクセスの良さなども考慮に入れて回収量を設定して頂きたい。 ・実輸入量に即した回収義務を設定して頂きたい。	・(Ewaste) Supreme Decree No. 009-2019-MINAM Régimen Especial de Gestión y Manejo de Residuos de Aparatos Eléctricos y Electrónicos (RAEE) ・Data Protection: Law No. 29733 on the Protection of Personal Data
13. デジタル・データ関連の問題						
1	日機輸	データ保護法の不明確、厳格な執行	・データ保護法で完全に規定されていないにも関わらず、当局による厳格な執行がなされている。 データ保護法には、Cookie、同意、データ保存、画像の使用などに関するガイダンスがないにも関わらず法律に準拠しない執行がなされている。	継続	・法改正により規定を明確化し、適切に執行して頂きたい。	・Data Protection: Law No. 29733 on the Protection of Personal Data

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
5. 税制						
1	日機輸	移転価格文書の検証対象期間	・実務的に移転価格文書の期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制（法人税法）

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	輸入関税率の変更・引き上げ	・2019年2月1日、一般関税措置の引き上げ終了。 ・2019年3月26日、鉄鋼および鉄鋼二次製品186品目を対象として、15%のMFN税率を再導入。 ・2019年9月22日、鉄鋼および鉄鋼二次製品228品目を対象として、一般関税率の引き上げ延長を実施。対象製品の細分化がなされた(注)。一部製品を除き、2021年9月から段階的に税率が引き下げられ、多くの品目で2024年8月22日に無税となる。 (注)これに対応する形で11月22日、既存の輸入自動通知制度の対象品目リストを更新する旨の官報が公示。11月25日より措置が施行されている。 ・2020年11月17日、2020年末から適用される新関税率表を公表、HSコードが合計10桁に変更。既存の原産品登録で用いられているHSコードが新コードと上8桁で異なる場合は、旧コードが複数の新コードに分かれる場合のみ、経済省への届け出が必要になる。 ・2021年11月22日、鉄鋼の一般（MFN）関税再引き上げ。2021年9月より、15%から10%へ一時的に引き下げられていたが、再度15%が適用されることに（2022年6月29日以降、段階的な引き下げを予定）。 ・2022年6月29日、MFN（最恵国）関税率（一般関税率）が10%に引き下げられる予定だった鉄鋼・同製品112品目について、15%の税率を2023年5月末まで延長。 ・2023年8月15日、鉄鋼含む392品目のMFN関税率を、2025年7月末までの期限で一時的に引き上げ(税率は最高25%)。	継続		・DOF：22/11/2021, DECRETO por el que se modifica la Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación. ・DOF：29/06/2022, DECRETO por el que se Reforma el diverso por el que se modifica la Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación, publicado en el Diario Oficial de la Federación el 22 de noviembre de 2021.
2	日鉄連	輸入関税率の変更・引き上げ	・(改善) ・2010年2月9日、一般関税率の変更とPROSECの改定に関する政令を施行。 - 一般関税率に関しては、2012年1月以降は一部品目（5%）を除き、0%となる予定。(但し、2010年1月1日に関税撤廃となっていた鋼材が、品目に応じて3%、5%、7%の何れかとなった。) ・2011年1月1日、PROSEC（自動車向け3%、電器向け5%、電子向け0%等の優遇関税が適用されるスキーム）に関しては、2010年2月10日に一般関税が変更となった品目について、PROSEC対象から削除された。これによって、一部の鋼材で日墨EPAに基づく用途別免税制度を活用することとなる。 ・2012年1月1日、2010年2月9日に施行された政令に従って、一般関税率が0%に引き下げ。 ・2012年2月、全国鉄鋼会議所（CANACERO）、全国金属機械工業労働者組合（SNTIMMSA）が2012年からMFN関税を概ねゼロとすることを定めた2010年2月9日付官報公示政令の適用停止を求めるアンパロ（違憲訴訟）を起こした。 ・2012年6月29日、関税撤廃措置の執行停止裁定の判決が確定。裁判所は経済省に対し、2011年時点の関税率に戻すことを命じた。 ・2012年8月1日、2010年2月9日に引き下げられた一般関税率を0%から3%に引き上げた。 ・2015年10月8日、スラブ、厚板、熱延鋼板、冷延鋼板、線材など97品目の一般関税を180日間15%へ引き上げ。 ・2016年4月5日、同措置をさらに180日間延長。 ・2016年10月7日、同措置をさらに180日間延長。 ・2017年4月6日、同措置をさらに180日間延長。 ・2017年10月17日、同措置をさらに180日間延長。 ・2018年6月5日、鉄鋼および鉄鋼二次製品186品目のMFN関税を2019年1月31日まで15%へ引き上げ。	継続		
3	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2017年11月14日、日本・イタリア製の厚板に対するアンチダンピング調査を開始。 →2019年4月30日、クロの最終決定。日本：US\$0.238/kg、イタリア：US\$0.023/kgのアンチダンピング税を賦課。	継続	・措置の撤廃。	
4	日鉄連	アンチダンピング措置の長	・2000年11月10日、継目無鋼管へのアンチダンピング税賦課開始。 →2006年10月4日、1回目サンセット見直しで措置継続。	継続	・措置の撤廃。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		期継続	－2012年4月20日、2回目サンセット見直しで措置継続。 －2016年10月18日、3回目サンセット見直しで措置継続。 －2021年12月14日、4回目サンセット見直しで措置継続。			
5	日鉄連	IMMEX制度の一部変更	・2000年11月より、NAFTA域内での完結取引とそれ以外を差別化させる目的で、NAFTA域外からの資材・構成部品輸入でNAFTA域内に最終製品が輸出される場合に輸入関税を賦課。 - 一時輸入期間は最大150日で最終製品の輸出後60日以内に製品の輸出関税と資材等の輸入関税の差額支払が義務付けられる。付加価値税(IVA)は賦課されない。	継続		
6	日機輸	日墨EPA原産地判定方式の煩雑	・FOB価格に対して国産比率50%の付加価値(円)の立証が必要だが、日・墨のEPAはチリ、オーストラリア、タイが採用しているCTC方式と異なり、VA&CTC組合せで原産地判定しており多大な工数が必要となっている。(継続案件)	継続	・方式の変更、簡素化を希望。	・日墨EPA
7	自動部品	通関手続きの煩雑・遅延・不統一	・部材の輸入時における税関もしくは通関業者に提出しないといけない書類が多く、工数がかかる。また追加で提出求められる書類も多々あり、輸入に想定以上の時間がかかることがある。	継続	・簡素な輸入制度の整備。	
8	日機輸	通関手続きの煩雑・遅延・不統一	・担当者により、通関手続・必要書類の要請が異なり、現品到着までに多くの時間と作業ロードを強いられる。最終的に輸入部品を没収されたケースもあり。	継続	・業務手順の統一化と迅速化の推進。	・行政手続き一般
9	日鉄連	輸入事前通知制度導入	・2013年12月5日、経済省が「経済省が定める貿易に関する一般規則と基準」を改定する省令を官報公示し、対象の鉄鋼製品113品目を輸入する場合、経済省に事前通知を義務付け。 - 通知の際には、ミルシート(鋼材検査証明書)を添付する必要があるため、通関手続き遅延が懸念される。また、通知の際の手続き等において不明確な部分が存在している。 ・2015年9月29日、対象品目を新たに25品目(熱延鋼板、表面処理鋼板、形鋼、線、線材、鋼管、撚り線など)追加する旨、官報告示。 ・2016年4月13日、対象品目を新たに8品目(鋼管)追加する旨、官報告示。 ・2017年12月28日、対象品目を新たに31品目(表面処理鋼板、合金鋼線材、鋼管)追加する一方、12品目の鋼管を対象から除外する旨、官報告示。 ・2020年11月22日、対象となる鋼材・鉄鋼製品のリストを更新。新たな関税分類(HSコード)を71品目新設(一部削除されたものもあり)。9月22日に発効した鉄鋼および鉄鋼製品に対する一般関税率の引き上げ(15%)を延長する内容の政令に基づき、15%の一般関税率の対象品目を186品目から228品目へと細分化したことに対応したもの。 ・2022年5月9日、鋼材・鉄鋼製品の輸入自動通知に際し、提出が求められるミルシートや品質証明書の記載要件として、「自筆のサイン、またはQRコード」を追加。 ・2022年10月10日、輸入者が事前に輸入品目の詳細データをミルシートとともに経済省に事前送信する「輸入自動通知」手続きにおいて、今後はミルシートが不要とされ、メキシコ貿易手続き単一デジタル窓口(VUCEM)における鋼材情報の事前送信のみが求められるようになった。	継続	・手続きの明確化。	・経済省が定める貿易に関する一般規則と基準 ・経済省貿易細則
10	日鉄連	輸入モニタリングの煩雑	・1998年9月、鉄鋼製品の輸入に対する牽制及び価格維持による国内産業保護を目指すもので、メキシコ経済省が特定輸入品の価格を特別監視。輸入者は輸入価格を経済省に申請し、指定の検査会社が船積前に書類・現品確認等を行い経済省に報告し、I/Lが発給される。事前承認の検査コスト、煩雑な手続きを嫌がる輸入者も多い。廃止を求める声が強いが当面継続の模様。	継続	・輸入モニタリング制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
11	日機輸	税関のデータベースの管理の煩雑	・全ての輸出入通関申告書が税関によりデータベース化され、それと同じデータベースを自社で構築、保持する事が義務付けられているが、税関のデータベースが当社申告、承認済みの通関申告書と異なる(税関によるデー	継続	・正確なデータベースの構築。	・Customs Law Article 6 ・IMMEX Decree ・Customs Law Article

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			タベースが正しく構築されていない)。			162 ・ Tax Federal code Article 67
12	日機輸	メキシコ認証ラベル貼付義務	・ 2020年のメキシコ公式規格 (NOM: Norma Oficial Mexicana) の省令改定・強化により、NOMへの適合が求められる対象品目が拡大された。 当規格では一般消費者向け商品には情報表示 (NOMに適合した情報表示 (商品ラベル) の貼り付け) が義務付けられ、対象品の輸出者にとっては大幅な工数増・コスト増を伴う。価格競争力低下を懸念。	継続	・ 対象品の見直し。当初食品への規制からスタートしたもの。機械部品への必要性を再検討頂きたい。 ・ また“輸入者”でのラベル貼付に関して規制の緩和 (貼付期限の延長) をお願いしたい。(現状は輸入後30日以内にラベル貼付け必要→現実的に不可、コスト高)	
13	自動部品	煩雑な輸入プロセス	・ 輸入時に税関もしくは通関業者に提出しないといけない書類が多く工数がかかる。 また追加で提出を求められる書類も多々あり、輸入に想定以上の時間がかかることがある。 ーインボイスの西訳版 ー輸出者がRFCを保持していない宣誓書等	継続	・ 簡潔な輸入制度の整備。	
14	日機輸	鉄鋼製品の輸入許可取得の厳格	・ 鉄鋼製品輸入時に都度、経済産業省に輸入許可の取得が必要だが、微小な文言の不一致 (空白がない、句読点がない等) や書類の解像度の違い等で、すぐに差し戻しされ、数日間浪費される事。	継続	・ 一度過去に取得した許可は一定期間許可を不要とするような包括許可設定。	・ Foreign trade rule of Ministry of Economy Annex2.2.1
15	日機輸	潤滑油、油脂の輸入規制と特別輸入許可制度	・ 潤滑油、油脂を輸入したい場合、年間の輸入量、成分、用途、製造業者、販売先を明確にして、事前輸入許可を経済産業省から取得が必要となる。	新規	・ 撤廃を希望。 申請したアイテムと数量に限定され、需給の変動で数量やアイテム変更時や新商品の輸入許可がすぐ降らない。	・ 大統領令 関税法144条
16	自動部品	USMCAのRVC引き上げ	・ USMCAが要求する域内付加価値基準 (RVC : Regional value contents) は年々増加し、弊社の利益押し下げの一因となっている。	継続	・ 域内付加価値基準(RVC)の見直し。	
17	自動部品	USMCAの規制条件の厳格化	・ 北米自由貿易協定からUSMCA (米国・メキシコ・カナダ協定) への再協定に伴う規制条件の厳格化により、自動車の原産地率の引き上げや自動車産業における最低賃金要求などの限定要因が業績悪化の一因となっている。	継続	・ 原産地率、最低賃金要求等厳格化された規定の緩和。	・ 米国・メキシコ・カナダ協定 USMCA: Article 2(Product-Specific Rules of Origin for Motor Vehicles) and the Product-Specific Rules of Origin in Annex 4-B-Chapter 4, Article 6 and 7
18	日機輸	道路輸送サービスの不足・高コスト	・ メキシコの内陸輸送は、米国より3割高いと言われる国内輸送コストの高止まりと、低い輸送品質・安全品質が指摘されている。	継続	・ 前者については外資規制の緩和による改善。 ・ 後者については幹線道路の保全と労働基準法に対応したインフラ作り、速度や過積載への取締り管理が求められる。	・ 外資規制：道路・橋梁・自動車交通法 (Ley de Caminos, Puentes y Autotransporte Federal) 第6,8,9,11条
19	日機輸	物流インフラの未整備、セキュリティ対策不足	・ 高い強盗被害とトラック運送会社への影響があるため、高速道路のセキュリティを強化することが重要。	継続	・ メキシコの市民および企業に関連するすべての出来事や要求に対応するために、政府が積極的に取り組むことは極めて重要である。 政府チャネルを通じて法的な要求を行う。	
20	日機輸	物流インフラの未整備、セキュリティ対策	・ 昨今の海上貨物輸送の高速化により極東からメキシコ西岸の輸送日数が約2週間に短縮されたにも関わらず、メキシコ国内の鉄道貨物輸送日数に3週間以上を要しており、同国で操業している日系企業にとって、製造・販売計画の	継続	・ 日数短縮には、港からのトラック輸送が必要であるが、トラック輸送費用、及び当国の治安状況による貨物ト	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		不足	立案・実行に大きな支障となっている。		ラック強盗リスクが高まるため、鉄道貨物輸送網の効率化による内陸輸送日数の短縮が急務。	
21	日機輸	港湾の能力不足	・自動車産業の輸出を支える港湾として、メキシコ湾側のベラクルス港があるが（輸出車両の6割が同港から輸出）、メキシコにおける完成車生産量が増加する中、同港の輸出入車両用保管ターミナル・自動車専用船が寄港する岸壁キャパシティの不足が懸念されている。	継続	・十分な完成車保管ターミナル・専用船寄港岸壁インフラキャパシティの提供。	
5. 税制						
1	日機輸	税務監査の短い提出期限	・2022年から上場企業や一定以上の規模の法人に対して税務監査の提出が義務付けられたが、決算日は12月末の税務申告期限が3月末になっており、その後税務監査報告書の期日が5月15日と設定されている。監査法人側も企業側も求められる監査内容に対して期限が短すぎるとの指摘をしていたが期限延長が認められない状況になっている。	新規	・期限を延長するか一定の条件で期限の延長を認めて欲しい。	・税法
2	日機輸	VAT（付加価値税）還付の遅延	・VAT（付加価値税）の還付申請を進める中で、税務当局から、ガイドラインで定められている要件以上の要求を受けることが頻発する。過剰な情報要件への対応で、業務量の増大、またVAT還付の遅れが発生する。	新規	・ガイドラインに沿った情報要件の要求。 ・長年問題なく対応している納税者に対しては、情報要件の緩和等の優遇策。	
3	日機輸	IVA(VAT)還付の遅延・源泉IVAに係る処理	・当社ではIVA(VAT)還付残高が増加傾向となっており、スクラップの仕入れに係るIVAが要因である。本IVAについては、通常の仮払IVAとは異なり、仮受IVAと相殺できず、本源泉IVAを納付したうえで、還付手続きを取る必要がある。結果として、還付手続き遅延と相まって、IVA還付未収金が増加しており、運転資金に多大な影響を及ぼしている。	継続	・以下、3点を希望する。 －IVA還付の迅速化。 －源泉IVAの相殺可。 －2019年に廃止となった他税目との相殺の復活。	・LEY DEL IMPUESTO AL VALOR AGREGADO Artículo 1o.-A.
4	日機輸	関連者取引の開示	・メキシコ所得税法は、一定の規模の売上高を超える企業に、取引のある関連者ごとの詳細な財務情報の提出を求めている。	継続	・他国でもあまり例をみない範囲の情報粒度であり、本規程の削除あるいは縮小を要望する。	・メキシコ所得税法（LISR）76-A
5	自動部品	支払い利息に対する課税	・2020年度税制改正により、規定を超える支払利子については損金算入が認められないこととなる。メキシコ現法への資金供給手段として親子ローンを行っているため、税負担の増大による収益の悪化が懸念される。	継続	・支払利子制限の撤廃又は緩和。	・メキシコ法人税制
6	日機輸	法人税算出時の課税所得の取扱い	・納税者側から見て納得感の無い規定が散見されるため改善を求めたい。 【例】 －一部前受金があった場合、全額益金算入し、見合いの費用は実現ベースで損金が認められるためタイミングのズレが生じる。 －低税率国との関連当事者間のコストが全額損金算入できない。	新規	・【例】 －前受を伴う益金認識は損金同様実現時点にして欲しい。 －一定の条件、例えば経済実態が伴う低税率国との取引については損金を認めて欲しい。	・税法
7	日機輸	法人税算定における為替差損益	・法人税はペソをベースに算定されるが、USD等の外貨借入がある場合、ペソ安の場合には為替差損を認識する。一方、ペソ高の場合には為替差益を認識することになり、インフレ調整益と合わせて非常に大きな税金負担となってしまう。	継続	・ドルベースでの税務申告を希望する。	
8	日機輸	法人税におけるインフレ調整	・法人税算定において貨幣性資産・負債にインフレ調整がなされ、資産負債の差額が負債超過の場合にはインフレ調整益として課税所得に加算される。在庫や固定資産を借入金で賄っている場合、インフレ調整益となり、課税所得に加算される結果、PTU（労働者分配金）を加えた実効税率37%を超える税負担率となる。換言すれば、借入見合いで棚卸資産、固定資産を有していると、インフレが続く限り、一定額の税金を納付しなければならない。	継続	・会計と同ルール（3年累計26%超で適用）の導入を希望する。	・LEY DEL IMPUESTO SOBRE LA RENTA Artículo 44, 45, 46
9	日機輸	移転価格文書の検証対象期	・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転	継続	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・Article 86 and 216, Mexican Income Tax Law

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		間	価格の設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。			
10	日機輸	「実質的支配者」文書化制度の文書化の困難	・2022年度の税制改正において、「実質的支配者（UBO：Ultimate Beneficiary Owner）」文書化制度が導入された。この制度の下では「実質的支配者」の氏名、国籍、居住地、納税者番号、住所等の連絡先を文書化しなければならない。在墨日系法人のうち、親会社を上場している場合、「実質的な支配者」はその上場している親会社の個人株主等も含まれることになる。無数にいる親会社の個人株主の個人情報収集ことは現実的ではない一方、税務当局から求められた場合上記の情報の開示が義務付けられている。	継続	・親会社を上場している場合の「実質的支配者」の文書化の要件を現実的に対応が可能な程度に簡素化。 ・対応方法に関するガイドライン等の制定。	
11	自動部品	電力使用に対する間接排出への課税の可能性	・2023年よりグアナファト州で環境税が開始。CO2排出および産業廃棄物のトン当たり排出量に対して課税。現在は直接排出に対する課税のみであるが、2024年以降は電力使用に対する間接排出にも課税される可能性があり、早急にグリーンエネルギーへの転換が必要とされる。	継続		
12	日機輸	税制面での投資先としての魅力劣後	・税率、繰越欠損金の有効期限、減価償却の柔軟性等において他国（特に米国）に劣る。	継続	・税制の再整備。	
13	自動部品	主要輸出産業に対する税制上の優遇措置	・2023年10月11日、輸出産業の主要部門に税制上の優遇措置を与える政令が連邦官報（DOF）に掲載され、新規固定資産への投資の即時控除と研修費用の追加控除で構成され、発行の翌日から発効となる。 弊社の扱う製品の中で対象となるのは下記内容と理解しているが、申請のし易さ（煩雑さ）が問題となっている。 －単純または実装されたボード、回路、コンデンサ、コンデンサ、抵抗器、コネクタ、半導体、コイル、変圧器、ハーネス、コンピュータまたは電話モデムなどの電子部品。 －乗用車、バン、トラック用のガソリン、ハイブリッド、代替燃料エンジン、電気・電子機器、ステアリングシステム、サスペンション、ブレーキ、トランスミッションシステム、シート、内装品、自動車・トラック用金型抜き部品。	新規	・申請のし易さ（煩雑さの回避）と審査の速さを改善してもらいたい。	・メキシコ内務省(SEGOB) DOF: 11/10/2023
6. 雇用						
1	日機輸	前近代的な労働者利益分配金制度(PTU)	・労働者利益分配金制度（PTU）は、利益の10%を全従業員（役員除く）で、労働日数と所得額に応じて分配することが決められている。実績や能力による査定はなく、会社に在籍してさえいれば受け取る権利が発生する。	継続	・労働者利益分配金制度の撤廃。それが不可なら競争原理に基づいた改正。	・憲法123条IX ・労働法117-131条
2	日機輸	前近代的な労働者利益分配金制度(PTU)	・雇用面では、従業員の業務評価・能力に関わらず、企業利益の一部を従業員に均等に配分する労働者利益分配金（PTU）制度により、従業員への適正な評価ボーナス制度の構築が難しい。またPTUにより、公平な雇用環境も損なわれる恐れがある。PTU制度は健全な競争環境を阻害するものであるとも言え、廃止して欲しい。	継続	・PTU制度の廃止又は改正。	・PTU制度
3	自動部品	前近代的な労働者利益分配金制度(PTU)	・労働法により、税引前利益の10%が当該年度に在籍した従業員に分配されることが決められている。結果として、従業員の評価に関わらず、在籍日数及び賃金レベルでの追加報酬が支払われる仕組み。 2022年より制度が変更となった。PTU分配額に上限を設け、①「給料の3か月分」あるいは②「過去3年のPTU受領額平均額」のいずれか高いほうと変更された。 本件につき、政府からの周知が不十分であり、会社の決定事項ではないにも関わらず、従業員が会社に不満を持つ要因の一つとなり、政府の対応に疑問がある。 また、従来通り上限を設けずに支給した企業もあり、企業により対応が異なるような制度であり、これも従業員の不満の一部と考えられ、改定内容の解釈が統一されていない。(政府の制度説明が曖昧なため、コンサル/弁護士等の解釈も曖昧でクリアでない) 法律改定の説明が不十分/不明瞭。	継続	・解釈が複数可能な曖昧な法制度は作らないでほしい。	・労働法

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
4	自動部品	人材派遣の原則禁止による雇用制限	・“New labor law reform about outsourcing”により、人材紹介会社などを通じて派遣労働者及び従業員を雇用することが出来ないため、弊社の生産・販売活動に影響が生じる可能性がある。	継続	・従業員の採用に関する法令の見直しをしてもらいたい。	・ Labor Laws issued by Ministry of Labor and Social Welfare
5	日機輸	人材派遣の原則禁止による雇用制限	・ 外部への業務委託を利用した事業環境に応じた労働力の柔軟な調整が制約されることとなった。 施行後、実施までの期間が短く、改正法への対応に追われるとともに専門サービスの範囲などが明確でなく混乱が生じた。	継続	・ 改正法や新法の施行前に定義の明確化と十分な準備期間を設けて頂きたい。	・ The Mexican Federal Labor Law (FLL) regulates employment relationships in Mexico. ・ The last substantial amendments to the FLL were on 1 May 2019 (“2019 Reform”) and 23 April 2021 (“2021 Reform”)
6	自動部品	"テレワークにおける安全および健康のための条件"による負担増	・ "テレワークにおける安全および健康のための条件"が2023年6月より公布された。下記の二点について、雇用主にとって負担増となる。合わせて家庭での疾病も労災認定される可能性がある事を懸念している。 －雇用主の義務として、テレワークポリシーや安全衛生条件に基づくチェックリスト（職場環境検証リスト）を作成し、雇用主が事前に労働者の許可を得て、テレワークを行う部屋やレンタルオフィスを直接訪問し、確認を行うこと。 －雇用主はテレワークを行う労働者に対し、人間工学に基づく椅子やテレワーク時に必要な機材などを支給し、安全衛生条件に基づく環境を整備することが義務づけられたこと。	新規	・ 企業による適切な対応が認められた場合、何らかのインセンティブの付与（奨励金、表彰・認定）を検討してもらいたい。 ・ 家庭での疾病も労災認定される事の無いように、適切な法令整備をして頂きたい。	・ メキシコ労働社会保障省 NOM-037- STPS-2023
7	自動部品	連邦労働法改正案の労働時間減少によるコスト増、人員確保の懸念	メキシコ政府は週の労働時間を48時間から40時間に削減することを検討しており、現在は下院本議会の審議待ちとなっている。連邦労働法（LFT）第76条及び78条の改正と合わせ、雇用主にとっては更なる負担増が懸念される。	新規	・ 増加する人件費に対応するため、一定の条件（例えば雇用する従業員の増加率や労働時間の削減率など）を満たした場合の支援（補助金、税制優遇など）の対応と合わせて審議をして頂きたい。	・ メキシコの与党・国家再生運動(MORENA)が提出した労働時間の短縮に向けた憲法改正案
8	日機輸	連邦労働法改正案の労働時間減少によるコスト増、人員確保の懸念	・ 週の労働時間を48時間/週から40時間/週に変更する連邦労働法改正の政府提案がある。 実際に40時間/週となる場合は、生産能力を維持するために増員が必要となり、コスト増と人材確保が困難になることが予想される。	新規	・ 段階的な労働時間削減。 ・ 法改正から施工まで十分な時間を設ける。	・ 連邦労働法
9	日機輸	連邦労働法改正案の有給休暇増によるコスト増・人員確保の懸念	・ 有給休暇増に伴う、労務費の増加と有給取得時の代替生産人員の確保。	継続	・ 繁忙期等、企業活動に影響を及ぼさないような柔軟な制度に改善して欲しい。 ・ 柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。	
10	自動部品	連邦労働法改正案の有給休暇増によるコスト増・人員確保の懸念	・ 法令改正により人件費の増加が懸念される。	新規	・ 増加する人件費に対応するため、一定の条件（例えば雇用する従業員数や有給取得率の増加など）を満たした場合の支援（補助金、税制優遇など）の対応をして頂きたい。	・ 連邦労働法(LFT) 第76条及び78条
11	日機輸	連邦労働法改正案の年金制度変更によるコスト増の懸念	・ 現大統領が年金の支払額を退職時の最終給与の100%とする改正案を議会に提出。改正された場合、企業にとって、他国に類のない非常に重いコスト負担となる見込み。 現与党は議会で過半数の議席を持っていないが、7月に予定されている選挙で与党が過半数の議席を獲得した場合には法案が通る可能性あり。政府は多国籍企業を含む企業への影響を慎重に考える必要がある。	新規	・ 企業の負担を考慮し、改正案を見直して頂きたい。	
7. 駐在員・出向者等に関する問題						

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	就労ビザ・在留許可証の取得、更新手続の煩雑・遅延	・駐在員のビザ取得に時間がかかる。政権交代以降、行政業務の遅延が更に進み、改善の兆しが見えない。	継続	・就労ビザ取得に要する時間を短縮して欲しい。	・査証制度の運用
2	自動部品	滞在カード保有者の旅行者扱いへの変更	・滞在カード保有者が入国時に自動化ゲートを通ると、滞在許可が消失し、旅行者扱いとなる事象がある。 【在メキシコ レオン日本領事館からのメール】 メキシコ入国審査時の自動化ゲート利用についての注意喚起 令和6年1月11日 ●メキシコの一部空港で使用されている入国審査自動化ゲートを利用して入国後、長距離バス等で陸路移動中に移民局の旅券（パスポート）検査を受けた際、メキシコ滞在資格が確認できないとして移民局に身柄を拘束される事象が複数報告されていますので、ご注意ください。 1. 昨年夏から、メキシコの一部空港で使用されている入国審査自動化ゲートの対象国に日本が追加され、観光、短期商用等の180日以内の報酬を得ない活動を目的とする場合のみ利用が可能となっています。 ただし、メキシコ国内（特に南部）を長距離バス等で陸路移動中、移民局の担当官が旅券（パスポート）検査を行うために乗り込んでくることがあり、その際にメキシコ滞在資格がすぐに確認できない場合には、降車を求められ、最寄りの移民局施設で身柄を拘束される事象が複数報告されています。 この自動化ゲートを利用して入国すると、旅券上に入国スタンプは押印されず、入国日時、便名、滞在期間満了日等が記載された紙のレシートが発行されます。 このレシートは出国まで保管しておく必要がありますが、別途、入国後速やかに、このレシートに記載されたURL(https://www.inm.gob.mx/spublic/portal/inmex.html)からForma Migratoria Multiple Digital(FMMD)をダウンロードの上、印刷して保管し、移民局又は警察から提示を求められた際には、速やかに提示するようにしてください。もしFMMDの印刷がすぐに行えない場合でも、このレシート上のQRコードをスマートフォンでスキャンするとFMMDが表示されますので、その画面を保存しておいてください。 ただし、上記URL及びQRコードは日本語環境のパソコン及びスマートフォンではアクセスができませんので、スペイン語環境のパソコン及びスマートフォン又は言語設定をスペイン語に変更の上、利用してください。 なお、昨年以来、中南米諸国からアメリカを目指してメキシコ国内を移動する不法移民が増加しているため、メキシコ南部での不法移民取り締まりが強化されています。今後も南部を陸路移動する場合には特に注意が必要です。 また、自動化ゲートではなく、通常の有人ブースで入国審査を受けた際には、必ずしも180日間の滞在が許可される訳ではありませんので、許可された滞在日数を確認してください。 2. 長期滞在資格をお持ちの方が、現場係員の誤った案内により自動化ゲートを利用してしまったことで、付与されていた長期滞在資格が180日間の短期滞在資格に変更されてしまい、後日移民局で資格変更をせざるを得なくなった事案も発生しています。ついては、長期滞在資格をお持ちの方は、自動化ゲートを利用せず、通常の有人ブースで入国審査を受けてください。	新規	・入国方法に変更があるのであれば、事前周知してほしい。 ・また、自動化するのは良いが、有人ブースと同じ対応ができる自動化をしてほしい。	
8. 知的財産制度運用						
1	時計協	税関での水際取締に係る問題点	・税関差し止め通知に基づく差し止め申請期間が実働3日しか認められていない。認証と公証を求められるため、3日に対応できない。	継続	・認証・公証を不要とすること。 ・認証・公証を必要とするなら申立期間を10日にすること、及び権利者の申し立てにより更に10日の延長を認めて欲しい。	
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	印刷機械	公式規格NOMの規格申請の煩雑	・公式規格（NOM：Norma Oficial Mexicana）は、メキシコ独自の安全規格であり、UL、CEに準拠しているだけでは認められず、対象製品のメーカー委任状、CSAサート、及び仕様、スペックの情報が必要。サプライヤーより	継続		

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
			入手する部品がほとんどであり、都度、輸入時に対応が必要となり手間がかかっている。			
2	日機輸	国際規格の独自運用	・国際規格をベースにメキシコ規格が作成されているが、他国とは適用規格が違う品目がある。また、運用が不透明。新規制・規格の施行に際し、対象製品や製品側の対応期限の詳細を問い合わせても回答がない。また、連邦電気通信委員会（IFT）の認可リードタイムが他国と比較し非常に長く、スムーズな上市の障害となっている。	継続	・国際規格との完全な整合性・運用規則の明文化。 ・対象製品についての猶予期間の設定と明文化をして頂きたい。 ・また、IFTの認可発行リードタイムを短縮して頂きたい。	・品質インフラストラクチャー法（製品安全、IFT無線規制）
3	医機連	長期を要する審査プロセス	・体外診断用医薬品（IVD）の新規登録に2年かかるので、ビジネスチャンスの逸脱。	新規	・登録期間の短縮化をお願いしたい。	
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	省エネ製品に対する経済的・税務的な特典の周知不足	・具体的には、家庭用エアコンで、インバーター方式を採用したモデルで消費電力の大幅削減が期待できるが、当国では、製品単価の安いノンインバーターモデルが未だに主力となっており、企業・家庭ユーザーに対する政府機関による啓蒙活動及び製品の省エネ効率の表示方法改善が不十分である。	継続	・2021年にJICAと進出日系企業による共同調査を行い、政府当局に提案を行ったが、具体的な政策に結び付いていない。 インバーターモデルに対する金銭的インセンティブの提供など、普及拡大に向けたより即効性のある政策を実施し、同国のカーボンニュートラルを一般消費者レベルで推進して欲しい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	行政手続きの遅延	・法人の代表者を登録するのに行うPoder Notarialという手続きなどを含め、行政手続き一般に時間がかかる。	継続	・行政手続の簡素化、早期化。	・行政手続き一般
2	日機輸	農業登録、家庭用殺虫剤登録に関わる許認可作業の遅延	・農業登録、家庭用殺虫剤登録に関わる許認可は、通常申請から登録まで9ヶ月を要するが、場合によっては特段の理由なくして2年以上を要することがある。審査完了予定についてのアナウンスもないため、販売準備活動に適時に取り掛かれない。 また、住所変更等の軽微な事項についても受理までに数か月を要するなど、他社をも含めた業界全体が抱える問題の一つである。	継続	・当局による審査スピードを改善するとともに、審査完了時期の目安を教えて欲しい。	・NOM-045-SSA-1993 “Pesticides, Products for Agricultural, Forest, Livestock, Garden, Urban and Industrial Use”
99. その他						
1	日機輸	鉄道輸送サービスの寡占	・メキシコの鉄道輸送サービスはFMX（フェロメックス）・KCSM（カンザスシティ）の2社寡占。その寡占状態による物流品質の低さと、低速運行・断続的な停止時に発生する盗難被害の多発が問題である。	継続	・FMX/KSCM両社の物流品質改善・監視、並びに盗難（治安）対策。盗難対策は、特にパヒオ地区 ⇒Veracruz・・米国との国境。	
2	自動部品	国営電力会社の独占・高コスト	・電気産業法（Ley de la Industria Eléctrica）法により民間企業は国営電力会社（CFE：Comisión Federal de Electricidad）とライセンス契約をしなければ事業活動が出来ない。その結果、メキシコのエネルギーコストが高く、当社の生産活動に影響を与えている。	継続	・規制の緩和。 ・安価な電力の供給。	
3	自動部品	国営電力会社の独占・高コスト	・電気産業法（Ley de la Industria Eléctrica）法により民間企業がGreenエネルギーを提供する事が出来ない。	継続	・安価なGreen電力の購入が出来るようにしてもらいたい。	
4	自動部品	郵便物の紛失、遅れ	・郵便局を使って送った送付物が届くのが遅い、また実際は規制品ではないが税関で勝手に規制品と判断され、抜き取られているケースもある。クーリエ便だと上記問題は起きないが高コスト。またクーリエ便だと税関が中見を検査する際に中の書類も一緒に切ってしまうケースも数件発生。	継続	・郵便サービス及び税関業務の改善。 ・職員への正しいルール周知の徹底。	
5	日機輸	米墨国境封鎖	・不法移民等の政治・外交上の問題による国境封鎖のリスクが付きまとい、	継続	・国境封鎖発生時に経済・産業活動へ	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		リスク	部品調達・製品供給に支障をきたす恐れがある。		の影響を緩和するための措置の整備。	
6	JEITA	治安の悪化	・ たびたび輸入コンテナが盗難されてしまう。もしかするとカルタ・ポルテ (Carta Porte) 制度を悪用されて、トラックコンテナが狙われているのではなかろうかと疑ってしまうほどである。 →メキシコ日本商工会議所 (通称：カマラ) の報告によると、貨物車両の盗難件数は2023年9月時点で対前年+8.8%の増加傾向である。	継続	・ カルタ・ポルテ (Carta Porte) 制度が悪いというコメントではないが、悪用されない運用を求めたい。	・ Jetroリンク参照 https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/3782a06fbf16c1db.html
7	自動部品	治安の悪化	・ 殺人は前年に比べて減少傾向ではあるが、強盗・窃盗は増加傾向にある。また警備やセキュリティ対策はしているが工場への侵入も発生している状況である。	継続	・ 更なる地元警察による監視体制の強化。	
8	自動部品	治安の悪化	・ 麻薬組織の対立および国を挙げて組織の弱体化を進めている事で、それに対する報復が活発化している。データ上は日本人を狙った犯行は減っているものの、犯罪や抗争に巻き込まれる可能性は上昇しており、行動場所や時間に対する配慮が更に必要となっている。	継続	・ 更なる地元警察による監視体制の強化。	

2024 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2024 年 10 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商・投資グループ 浅田、和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html>（貿易・投資円滑化ビジネス協議会）

禁無断転載